

陸軍における軍令の運用実態
—制定初期及び公式令との関係を中心に—

徳田 道之

陸軍における軍令の運用実態 —制定初期及び公式令との関係を中心に—

徳田 道之

はじめに

本稿における「軍令」とは、主に帷幄上奏¹を巡る政軍間の確執の中、明治40年（1907年）9月、後述する公式令（明治40年勅令第6号、以降、本稿では勅令号数を「M(T/S)○・勅○」と表記する。）に対抗して山県有朋の主導で制定された「軍令ニ関スル件」（明治40年軍令第1号）を根拠とする法令の総称を指す²。本稿は、この公式令から軍令への制定経緯、及び初期の軍令運用実態から、帷幄上奏を巡る政軍間の確執における公式令と軍令の位置付け及び公式令に与える軍令の影響を明らかにすることを目的とする。

軍令は、戦前の法律や勅令のように大日本帝国憲法（以下「憲法」という。）や、当時の法体系を定めた「公式令」に記述が存在せず、同令に規定された法律や勅令とは全く体系の異なる法令である。その最大の特徴は、内閣総理大臣（以下「首相」という。）の承認なしに帷幄上奏による裁可を得、その後、陸海軍大臣の副署のみで公示（陸軍は勅令との混合を避け意図的に「公布」の語を避けた³。）可能な点であろう。

軍令は概ね二つの異なるアプローチにより、その実態が解明されてきた。第一は、法体系としての軍令そのものを研究対象とし、軍令の実態を明らかにする研究⁴、第二は主に政治史や軍制史における、統帥権や帷幄上奏制度を論じる枠組みの中で「軍令」を扱う研究である⁵。前者のアプローチは、後藤新八郎氏の研究をその嚆矢とする。後藤氏は、自己の研究を軍令研究の立ち上がりの研究と位置付け、新たに「軍令ニ関スル件」の制定手続原文書⁶から、明治40年軍令第1号「軍令ニ関スル件」の実態を明らかにすると共に、従来研究、

特に戦後の軍令を扱う研究が、軍令のマイナス面を過大に評価している点を初めて指摘した⁷。更に、熊谷光久氏は主に陸海軍の組織構造や軍令に対する考えの違いを起因とした勅令と軍令の使い分けについて⁸、小林道彦氏は、1907～1915年までに制定された公示された軍令一覧を紹介している⁹。

後者のアプローチによる研究は、「軍令ニ関スル件」制定を統帥権独立が法制度的に確立した契機として重視し、議論が積み上げられてきた。その中で増田知子氏は、倉富勇三郎日記¹⁰を活用し、公式令制定に深く携わった穂積八束と一本喜徳郎が軍令制定に深く関与していることを明らかにし、軍令制定経緯の実態解明に新たな一面を示した¹¹。また、永井和氏は、軍令制定の前史として、帷幄上奏勅令¹²を精緻に分析することで、先の後藤氏と同様に軍令に対する先行研究の過大評価を指摘した¹³。

一方、1990年代以前の後者アプローチによる先行研究を概観すると、「軍令ニ関スル件」制定を、先の戦争を引き起こした主要因の一つ、統帥権独立問題に関連付けて後の軍独走の萌芽と捉える傾向が強い。また、これら先行研究の軍令に対する評価は、後述する軍令の特殊な成立経緯、憲法や公式令に規定されない独自の法体系、制定根拠を定義も定かでない統帥大権に求める等数々のマイナスイメージも相俟って批判的な批評が多い。その中から「軍令制定経緯及び初期の運用状況」に関連し、現在も再検証されず残置されている評価の要旨を挙げると以下の通りである。

評価① 「軍令ニ関スル件」は、公式令に規定のない独自の法体系を「軍令ニ関スル件」それ自身で定めた¹⁴。

評価② 軍令は軍令で勅令を廃止する等、その運用が不適切である¹⁵。

評価③ 「軍令ニ関スル件」は伊藤博文が主導した公式令による政治の一元化（大宰相主義¹⁶復活）を破壊した¹⁷。

上記を評した研究は、いずれも軍令評価の視座に問題を内包し、その考察も十分とは言えない。第一の問題は、軍令の違法性を批判した評価①及び評価②

である。この2つの評価は一見正しい指摘だが、「陸軍省や参謀本部もまた、合法性を何よりも重視する官僚組織である。」という観点を欠き、同時に「それにも拘わらず、なぜ彼らは軍令という独自の法体系を制定したのか。また、なぜ軍令で勅令を廃止する等の行為を行ったのか。」という疑問に対する考察が試みられていない。第二の問題は軍令の公式令への影響を評した評価③である。公式令の制定目的に、国政を首相の元に一元化する所謂「大宰相主義」の復活及び、その方策として帷幄上奏勅令抑制を図り、陸海軍省専任の行政事務に係る法令の公布権限を完全に首相の管掌下に置く試みが内包されていたことは多くの先行研究が指摘する通りである¹⁸。では果して軍令が破壊したとする大宰相主義は、公式令によって復活したのであろうか。先行研究はこの点を十分に考察していない。次に「陸海軍省専任の行政事務に係る法令の公布権限を完全に首相の管掌下に置く試み」はどうか。確かにこれの完全達成は軍令によって阻止された。では「帷幄上奏勅令抑制」はどの程度達成されたのだろうか。瀧井一博氏、小林道彦氏は、公式令によって帷幄上奏勅令抑制が相当程度達成されていたと論じた¹⁹。しかし、両名ともそれがどの程度か数量的に示すまでには至っていない。

本稿は先ず、第1章で評価①の検証のため軍令制定に至る経緯を考察する。その際、特に公式令制定時における枢密院での審議、及び先述の増田氏が明らかにした穂積八束と一木喜徳郎の軍令への関与に着目した。増田氏はそれ以上論考していないが、公式令策定に深く携わった両名が軍令制定を提言した経緯は更に考察する必要がある。本稿はこの事実の一部推論を加えることで軍令制定時の更なる実態解明を図る。次に第2章では「明治年間法令全書 復刻版（明治19～40年）」（原書房）、「陸軍大日記」（防衛省防衛研究所所蔵）及び国立国会図書館がWEB上で提供する「日本法令索引」から、「公式令制定時に効力を有する陸軍大臣が副署した勅令一覧」（以下「添付資料」という。）を作成し、副署者や制定後の履歴等を記述した²⁰。本章はこの添付資料を活用し、公式令制定時の陸軍及び首相が、それぞれどの程度の勅令を管掌していたのか、どの程度の勅令が軍令に移行したのかを、先行研究で未だ試みられていない数量的

手法により明らかにし、評価③の妥当性を検証する。第3章では、添付資料から軍令に移行した勅令がどのように移行したのかを明らかにすることで評価②の妥当性を検証する。

第1章 公式令と軍令の制定経緯

第1節 公式令制定に至る帷幄上奏を巡る政軍間の確執

軍令制定の直接の契機が公式令制定にあることは、多くの研究者が指摘するところである。本節はこの公式令制定に至る過程の整理を行う。

公式令と軍令の制定経緯を論じるには、内閣制度発足時まで遡る必要がある。それは公式令及び軍令が、ともに明治初期から続く帷幄上奏を巡る政軍間の確執から誕生した法令でもあるためである。帷幄上奏が初めて明記された法令は、「内閣職権」（明治18年12月22日達）である。内閣職権は第6条に帷幄上奏を認めながらも、伊藤博文が主張する大宰相主義に基づき、第1条で閣内における大政の方向性の決定権及び行政各部への総督、第5条で法令等の公布権限を首相に付与する点で極めて首相権限の強い法令であった²¹。明治19年（1886年）に制定され、法律、勅令、閣令、省令、訓令といった法体系を規定²²した公文式（M19・勅1）も、先の内閣職権の方針に従い、各種法令の公布に首相副署を規定するものであった²³。そして、明治22年（1889年）2月11日、大日本帝国憲法が公布される（施行は明治23年11月29日）。井上毅は、大臣の副署により天皇への輔弼責任が発生するとした「大臣責任制」の原則を憲法草案段階から強く主張し、その基本方針とする²⁴。しかし、軍はこの頃までに、井上が元来国務の範囲と主張していた編制事項等も含む内容を、帷幄上奏による裁可の後、首相副署を付して公布する慣習を確立していた²⁵。この首相が事後に形式的に副署する行為は、大臣責任制という憲法の基本原則を形骸化させる行為であり、速やかに解消する必要があった。

当時この状態を解消する方法は三つ存在した。第一は、既に慣習化していた帷幄上奏勅令を廃し、全勅令は首相が上奏して裁可を得る方法である。しかし、

これは既得権放棄を軍に迫ることで、政軍間に深刻な対立を生起させることが予想されるため事実上選択不能であった²⁶。第二は、過去に陸軍が「帝国陸軍将来必要ト認ムル要件」で、新たな法体系「軍令」を定め、これを帷幄上奏、裁可の後、軍部大臣の単独副署によって制定可能とする、との提言に沿う方法である²⁷。しかし、これも憲法に規定のない別体系の法令を生み出し、軍に独立立法権及び独立行政権を賦与することを意味するため、選択しがたい方策であった²⁸。結局、上記いずれでもなく、当時最も現実的とされた第三の方法が採用される。それが、内閣職権で規定されている首相の権限を縮小して、各省専任事項の勅令を各省大臣の単独副署で公布可能とする案である。

大宰相主義を標榜した第一次伊藤内閣、それに引き続く黒田内閣が条約改正への対応をめぐり機能不全に陥り、大宰相主義を改める必要性が当時の指導者層で認識されていたこともあり²⁹、明治22年12月24日「内閣官制」(M22-勅135)が公布される³⁰。同日「内閣職権」は廃止、更に「公文式中改正ノ件」(M22-勅139)により「公文式」も改定される³¹。これにより、各省専任の行政事項を規定する勅令は主任大臣の単独副署で公布することが可能となり、憲法の原則に抵触する状態は解消されたものの、大宰相主義による首相の強力な権限は縮小される。

その後、軍は明治40年(1907年)までに、給与や手当等国務の範囲を包含する勅令をも、帷幄上奏により制定するようになる。この状態に危惧を覚えた伊藤博文は、公式令の制定を企図する。内閣官制制定から10年後の明治32年(1899年)、伊藤博文は宮内省内に設置された帝室制度調査局の総裁に就任する。伊藤博文の公式令の構想に、皇室制度の法整備の他に、「大宰相主義の復活」や「帷幄上奏勅令抑制」の試みが含まれていたことは先述の通りである。

公式令草案は、明治39年11月13日に閣議に掛けられるが、陸海軍大臣をはじめ伊藤の意図に気付いた閣僚はいなかったようである³²。同案は更に12月26日及び翌年1月26日の枢密院の会議でも審議され、紛糾することなく³³明治40年2月1日、勅令第6号として公布される。なお、同日「内閣官制中改正ノ件」(M40-勅7)も併せて公布される。この内閣官制中改正ノ件は、山県有朋以下

軍が公式令に込められた伊藤の真意に気付く最大の機会でもあった。なぜなら、同改正は帷幄上奏勅令の根拠となる条文、第4条のみを対象としていたからである。この第4条の改正前の条文は「凡ソ法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ勅令ノ各省専任ノ行政事務ニ屬スル者ハ主任ノ各省大臣之ニ副署スヘシ」であった。これに対し内閣に所属する法制局で起草³⁴された改正案は先の第4条が全文削除され、全く別の条文に差し替えられた³⁵。山県はこの内閣官制の改正案を、目前に提示されながら、伊藤の意図を全く察知することができなかった。なぜなら、制定5日前の明治40年1月26日、枢密院の審議で本改正案が第一読会から第三読会まで40分間にわたり審議されたが、その議長が他ならぬ枢密院議長の山県であったからだ。同審議の第一読会では、報告員の都筑馨六枢密院書記官長により内閣官制改正の説明が行われている。内閣官制第4条は当時、公文式第7条と並んで帷幄上奏勅令の合法性を明記した数少ない条文であった。法制局参事官まで勤めた都築が、条文削除の意味を理解していないはずがないのだが、彼は改正説明に際し「現行官制第四条ノ規定ヲ削リタルハ公式令中明条ノ存スルカ為ニシテ支障ナシト認ム」としか説明しなかった。これが故意によるものか否かは不明であるが、何れにせよ都築は削除される内閣官制第四条が、現行の帷幄上奏勅令の根拠である点を明言しなかった。審議中この点を指摘した者はなく、当の山県も都築の発言を受けた後「各位ニ於テ別ニ御意見モナキ様ナレハ第二読会ニ移ル」と承認し、続く第二読会、第三読会においても、意見なしとしてこれを可決してしまった³⁶。

かくして明治40年（1907年）2月1日「公式令」が制定される。公式令により首相は、法令等（詔書、勅書、皇室令、法律、勅令、國際條約、豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約、閣令）公布権限を手中に収め、その権限は強化される。一方、公式令と同時に「内閣官制中改正ノ件」が制定、同日付で公文式も廃止される。ここに帷幄上奏勅令の合法性を明記した条文は全て消失、公式令第7条³⁷により陸海軍省専任の行政事務に係る勅令の公布権限は完全に首相の管掌下に移行する。軍がこれに気が付くのは、1か月を過ぎた3月22日、海軍が「鎮海永興両湾ニ防備隊ヲ配備スルタメノ条例案」を上奏した時点と言

われている³⁸。

この事前説明なしの帷幄上奏勅令違法化の試みは、当時、陸軍省軍事課に勤務していた林弥三吉（当時少佐）がその回想で、不意打ちを食らい陸軍大臣（寺内正毅）も憤慨していた旨を述べていることから、陸軍側にとって寝耳に水であったことは間違いない³⁹。たとえ合法的な審議過程を踏んだとしても、陸軍が建軍の根本思想にも位置付ける重要な案件の改定を、山県や陸軍側との合意形成を経ず断行する手法は老練な伊藤らしからぬ強引な手法であったと言わざるを得ない。結果、公式令第7条はその後、山県以下陸軍側の猛反発を招き、「軍令ニ関スル件」制定の直接的な要因となる⁴⁰。

第2節 軍令制定に携わった当事者達の意図

軍令制定経緯の詳細は先の後藤氏の研究に詳しい。よって本節は先行研究の評価①に関連して、軍令で軍令を制定するという手法を、軍令制定に関与した当事者達がどのような認識を有していたかを考察する。

公式令の意図に気が付いた陸軍は、7か月後の明治40年9月11日に「軍令ニ関スル件」（明治40年軍令第1号）を制定する。陸軍がこの勅令に代わる軍令という発想を穂積八束から得たことを、先の増田知子氏が倉富勇三郎日記の昭和5年（1930年）5月7日の記録から明らかにしたことは、既に紹介した通りである。本稿では、以後の考察に繋がる重要箇所であるため日記の当概部位を下記に引用する。

当該箇所は、ロンドン海軍軍縮条約の批准に関連して、美濃部達吉が浜口内閣の決定を支持した際、倉富勇三郎（枢密院議長）が、平沼騏一郎（枢密院副議長）、二上兵治（枢密院書記官長）及び水町袈裟六（枢密院顧問）との会話中、軍令制定時を回想したものである。

二上、統帥権ノコトニ関スル是ヲノ書類ハ大概事務所ニ纏メ居レリト云ヒ、第十一条ト第十二条トノ関係ニ関スル其ノ意見書ヲ読ム。平沼其説ヨリ其塚本ノ方カ明瞭ナリト云フ。二上又始メニ軍令ト云フモノヲ発スルコ

トトナリタルトキ、穂積八束ヨリ山県公（有朋）へ贈リタル書状アリトテ之ヲ示ス。予之ヲ見ルニ、明治四十年ノ書状ニテ始メテ公式令ヲ定メラレタルトキ、勅令ニハ内閣総理大臣カ副署スルコトトナリ居リ。山県公ハ此ノ規定ニ対シ軍機軍令ニ関スル勅令ノ内閣総理大臣カ副署スルコトハ不可ナリ、軍機ニ関スル事項ハ、帷幄上奏ヲ為スモノヨリ陸海軍大臣ノ外ニ副署スルハ不可ナリトテ、公式令中勅令ノ副署ニ関スル規定ノ軍機ニ関スル勅令ニハ、陸海軍大臣ノミ副署スルコトニ改メントシタルトテ、穂積八束ハ一木（喜徳郎）ト協議シ強ヒテ新ニ設ケラレタル計リノ公式令ヲ改メザルモ勅令ノ外ニ軍令ト云フモノヲ設ケ、軍令ヲ以テ軍機ニ関スルコトヲ定メ軍令ニハ陸海軍大臣ノミ副署スルコトト為シタレバ夫レニテ宜シカラシ、トノ意見ニテ穂積ノ書状ハ其趣旨ヲ申送りタルモノナリ⁴¹

上記には、山県は公式令の意図を知った後、当初、後に非難される軍令方式ではなく、従来通り勅令を軍部大臣の単独副署で制定できるよう、公式令の改定を企図したこと、しかし、制定されたばかりの公式令改定を何としても避けたい穂積八束と一木喜徳郎（ともに帝室制度調査局の御用掛として公式令制定に携わる⁴²。また、一木は軍令制定時、法制局長官であった岡野敬次郎の前任者でもあった。）は協議により軍令という妥協案を発案、穂積八束が書状で同案を山県に提案したことが記述されている。

一方、陸軍は軍令の合法性を、軍令制定手続原文書中の制定理由の項で以下の通り説明している。

従来軍機軍令ニ関スル事項ハ内閣官制第七条ニ依リ陸軍大臣海軍大臣ヨリ帷幄上奏ヲ以テ親裁ヲ仰キ而シテ陸海軍部外ニ発表ヲ要スルモノハ公文式第三条ニ依リ単ニ陸軍大臣海軍大臣ノ副署ノミヲ以テ公布【原文ママ】シ来シリ然ルニ先般公式令制定ト共ニ公文式ヲ廃止セラレタル結果 勅令ハ総テ内閣総理大臣ノ副署ヲ要スルコトトナレリ 抑モ事ノ軍機軍令ニ関シ若ハ之ト同一ノ性質ヲ有スル軍事命令ハ憲法第十一条第十二条ノ統帥大

権ノ行使ヨリ生スルモノニシテ普通行政命令ト全ク其性質軌道ヲ異ニシ専門以外ノ立法機関若ハ行政機関ノ干与ヲ許ササルヲ以テ建軍ノ要義ト為ス
統帥大権ノ行使夫レ斯ノ如ク又内閣官制第七条ハ現行法トシテ尚ホ存在スルカ故ニ此際統帥事項ニ関スル命令ハ特別ノ形式即チ軍令ヲ以テ公布【原文ママ】シ主任大臣ノミ之ニ副署スルコトト為シ以テ行政事項ニ属スル命令ト判然之ヲ區別シ統帥大権ノ発動ヲ明確ナラシメントス（以後、引用文中【 】内は筆者注記）⁴³

つまり、軍機軍令及びこれと同一の性質を有する軍事命令は、元来憲法第11条及び第12条に根拠とする統帥大権から生じるものであり、行政命令とは別の性質を有し行政の関与を許さないことは建軍の要義である。帷幄上奏を合法ならしめる内閣官制第7条⁴⁴は未だ現存している。だから、この際、軍令という勅令と別形式の法令を定め、行政事項の命令と区別し統帥大権を明確にする、という要旨である。未だ定義の曖昧な憲法11条と12条を合わせて統帥大権として扱い、帷幄上奏を認める内閣官制第7条を以って帷幄上奏勅令と同等の効力を発揮する軍令の合法性を導く論にはかなりの強引さを感じられる。それでは、軍令制定当時、軍令で軍令を制定するという強引な手法は、軍以外でその合法性を問題とされなかったのであろうか。先の倉富勇三郎日記の続きには以下の記述があった。

予、二上ニ軍令ト云フ命令ヲ出スコトヲ定ムル初ヨリ、軍令ト云フ命令ヲ以テ其コトヲ定メタルハ面白カラスト云フ。二上、其コトニ付テハ其トキモ議論アリタルガ、軍令ヲ以テ定メタル大権ニテ軍令ト云フ命令ヲ出スコトヲ得ル様ニナリタルモノニ非ス。軍機ニ関スル事項ハ軍令ヲ以テ之ヲ定ムルコトハ固有ノモノナル故、特ニ根拠ヲ付与スル様ノ形式ヲ要セザルノコトナリシナリ⁴⁵

上記から、軍令制定当時も、軍令を軍令で制定することは問題視され議論さ

れていたようである。これを問題視する倉富に対して、二上は先の陸軍の軍令制定理由と同様の趣旨を語り、軍機軍令事項を軍が管掌することは憲法が規定する統帥大権により既に認められており、「軍令ニ関スル件」で新たに定めたわけではないため問題なしと断じている。以上、二上の言を見るに、陸軍が主張する軍令制定理由は当時一定数の有識者には受け入れられていたようである。

ただし、日記には当時も議論が存在したとある。議論とは当然軍令制定手法の合法性に関する議論であろう。それでは、当時から違法性の可能性が指摘されていたにも拘らず、何故、山県は公式令改定から軍令による解決に方針を転じたのであろうか。そして穂積達は軍令の合法性、及び後に批判される「軍令で軍令を制定する。」という手法を、山県にどのように勧めたのであろうか。残念ながら倉富勇三郎日記にある昭和5年、枢密院で二上が示したとされる穂積から山県宛の書簡の内容は不明であり、穂積がどのように山県に軍令での解決を勧めたかは不明だ。よって、本稿では当時の状況から推測を試みる。

まったく逆説的ではあるが、公式令改定を何としても避けたい穂積や一木が何事にも慎重な山県に軍令による解決を提案する際、その軍令の法的位置付けや制定手法が違法と説明することは有り得ず、むしろ、法制上問題がない点を強調したはずである。当時、軍令の法的位置付けや制定手法が、大きな議論に発展しなかったのは、他ならぬ穂積や一木のような公式令制定にも携わった当時第一級の法律の専門家達自らが軍令を提案し、かつ法制上問題がないことを保証したためであろう。この穂積、一木らの保証が、山県に公式令改定から軍令による問題解決へ方針転換させた主要因となったことは想像に難くない。では、なぜ穂積や一木は軍令での解決を山県に提案したのであろうか。その遠因は、伊藤博文の十分な説明なしに公式令を制定し、帷幄上奏勅令を違法化した強引なその手法にあったのではないか。伊藤の下で公式令制定に携わった穂積達は、伊藤が韓国統監で国内不在という状況下、現状回帰を目指す山県ら陸軍の反発に正面から向き合うこととなった。あの状況で山県が帷幄上奏勅令の既得権を放棄すると考える者は無く、もし公式令改定の代案として、軍令による解決をその合法性の保証とともに提案しなければ、山県は引き続き公式令改定

を追求するだろう。議論の長期化は論点の拡散を生み、最悪、統帥大権を根拠とする帷幄上奏勅令を違法化した公式令第7条そのものが憲法違反として攻撃されかねない。そこまで事態が悪化すると、政軍間の妥協も困難となり陸軍と内閣の対立は決定的となる。結局、軍令の提案とその法制上の保証が公式令改定を回避し混乱を收拾する唯一の方策であり、山県も内閣との対立長期化は得策ではないと判断し、彼らが提示する妥協案に乗り、法制局も最終的にこれを黙認した、これが軍令制定の真相ではないだろうか。

以上を考慮すると、軍令は陸軍の要望というよりは、むしろ文官側の必要性から誕生し、両者の妥協の結果誕生した法令と言えよう。そう考えると、評価①は確かに正しい評価ではあるものの、当該評価をもって陸軍の行為のみを批判するのは公平とは言えないだろう。後年、美濃部達吉がこの軍令制定手法を非難するが、美濃部は公式令や軍令の制定に当事者として関与していなかったからこそ、彼の統帥権に対する主張や法令運用の原則に基づいて、軍令の存在や制定手法を非難し得たのだろう。

第2章 軍令による公式令への影響

第1節 軍令による政治の一元化への影響

本節は評価③「『軍令ニ関スル件』は伊藤博文が主導した公式令による政治の一元化（大宰相主義復活）を破壊した」の妥当性を検証する。

結論から述べると、本評価はその表現において正確さに欠ける。なぜなら大宰相主義は、内閣職権第1条に規定された閣内における首相の主導的な地位、大政の方向の指示権限、行政各部への総督権限、及び同第5条に規定された副署を介した各種法令の公布権限による強力な首相権限が、明治22年の内閣官制第2条及び第4条により否定され、縮小されたものであるからだ⁴⁶。公式令に規定される各種法令への首相の副署規定は、後者内閣職権第5条の回復に過ぎず、大宰相主義は同第1条にある権限を回復しない限り復活したことにはならない。そういった意味では、政治の一元化を破壊したのは内閣官制であり、当時、未

だ復活しない政治の一元化を軍令が破壊したとする評価③は正確性に欠け、軍令の持つ負の印象に引きずられた過大評価と言わざるを得ない。

恐らく伊藤博文も軍令により政治の一元化が破壊されたとは思っておらず、公式令のみで大宰相主義が実現しないことは、十分理解していたはずである。以上から、公式令は伊藤にとって、大宰相主義復活への最終解決策ではなく漸進的な目的達成のための一方策と捉えるべきであろう。

第2節 軍令による帷幄上奏勅令抑制への影響

本節は、公式令の目的の一つ、帷幄上奏勅令抑制に対してこれに対抗して制定された軍令が与えた影響を明らかにする。その手法は、まず添付資料から公式令制定時の陸軍及び首相の勅令に関する管掌範囲を件数的に示した後、勅令から軍令への移行件数を明らかにすることで、公式令が実際にどの程度帷幄上奏勅令を抑制し得たのか、軍令はその試みをどの程度阻んだのかを数量的に明らかにする。

図1は、公式令制定時も効力を有する勅令の内、首相と陸軍それぞれの管掌下にある勅令の件数を図示したものである。それによると、先ず「公文式」制定（明治19年）から「公式令」制定（明治40年）までの間、陸海軍大臣が副署した勅令は全部で1953件、その内、陸軍大臣が副署した勅令は1222件であり、その内、軍令制定時も効力を有する勅令は255件⁴⁷であった。この255件中、明治22年の内閣官制制定までに公布された勅令は38件、この38件は内閣職権の規定により全て首相の副署が付され、副署だけではその管掌元が判断できない。そこで、内閣官制制定（明治22年）後の改正履歴を見ることで、公式令制定時点に首相と陸軍どちらの管掌下にあるかを判断した。その結果、先の38件中、内閣官制制定後も改正勅令が首相の副署を付して制定されていた勅令は4件、改正履歴を持たない勅令は16件、改正が帷幄上奏勅令として出されていたのは18件であった。以上より、内閣官制制定以前に出された勅令38件中、首相が管掌する勅令は20件（改正履歴を持たない勅令16件は、首相管掌下の勅令として計上）、陸軍が管掌する勅令は18件である。次に、内閣官制制定～公式

令制定まで帷幄上奏勅令が認められていた期間、陸軍大臣が副署を付した勅令の件数は217（255 - 38）件、その内首相が副署した勅令は63件、帷幄上奏勅令は154件であった。以上、公式令制定時に効力を有する勅令255件中、首相管掌の勅令は83（20 + 63）件、陸軍の管掌下に置かれていた勅令は172（18 + 154）件となる。

陸軍管掌下に置かれていた勅令には、先行研究の指摘の通り⁴⁸、その内容に給与や手当等明らかに国務の範囲を含んでおり⁴⁹、当時の陸軍が広範囲な権限を有し関連する勅令の大半を、その管掌下に収めていたことが分かる。（図1参照）

次に図2は、公式令及び軍令制定により、勅令に関する首相と陸軍の管掌範囲はどのように変化したか、その推移を表したものである。

公式令により先の255件中、陸軍管掌下にあった帷幄上奏勅令172件は、全

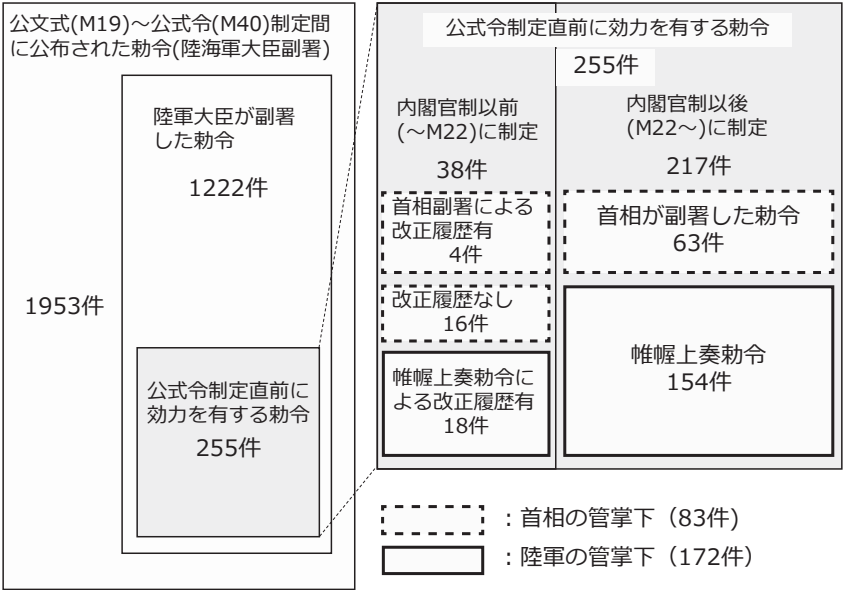


図1 公式令制定時における首相及び陸軍が管掌する勅令の比較

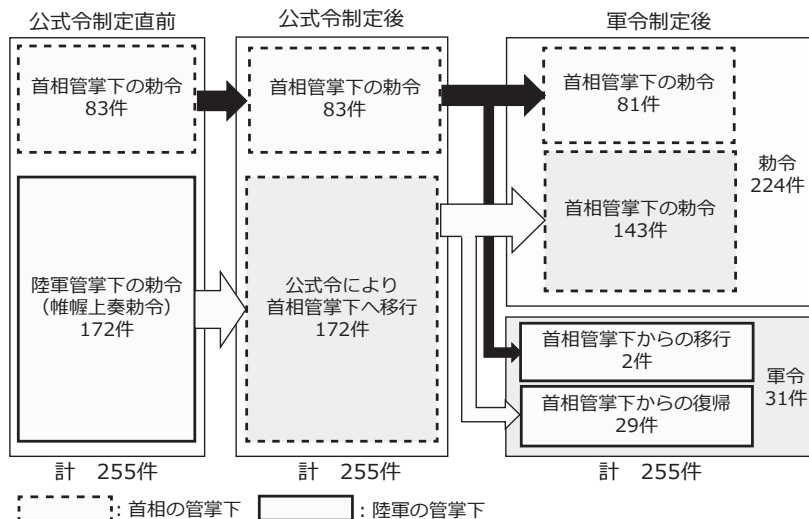


図2 公式令、軍令制定に伴う首相、陸軍の管掌範囲の推移

て首相管掌下に移行するとなった。その後軍令制定により計31(2+29)件⁵⁰の勅令が軍令により再度陸軍の管掌下に移行する。この31件には、先の給与、手当等の内容を含む勅令は一切含まれていなかった。また、公式令制定以前に首相が管掌していた勅令からの移行は、参謀本部条例（M22-勅25）及び戦時大本営条例（M24-勅52）の2件のみで、その後者、戦時大本営条例の軍令移行が昭和12年であることを考慮すると、「軍令ニ関スル件」制定されたことにより首相管掌の勅令が軍令へ移行したのは、実質的には参謀本部条例の1件のみであった。

以上より、結果的に公式令は軍令制定を経ても給与、手当等の内容も含む元陸軍の管掌下にあった帷幄上奏勅令の大半、172件から29件を引いた143件を首相管掌下に移行させたことになる。一方、軍令は参謀本部条例及び戦時大本営条例の2件を例外として首相の管掌範囲を侵しておらず、この2件と公式

令で一旦首相管掌下に移行した勅令172件中29件の計31件を陸軍の管掌下に移行させるに止まっていた。

以上を総括すると、瀧井氏や小林氏が指摘する通り、伊藤博文は公式令により帷幄上奏勅令の抑制に十分成果を上げており、逆に、軍令の公式令に対する影響は極めて限定的で、山県有朋以下陸軍は、公式令により軍令制定を経て大幅な権限後退を余儀なくされていたのである。

第3章 勅令から軍令への移行要領

本章は、先の軍令へ移行した31件の勅令の移行要領を明らかにすることにより、評価②の妥当性を検証する。

軍令に移行した勅令31件中、勅令による廃止手続きを取られていたのは戦時大本営条例（M26・勅52）、陸軍特命検閲条例（M34・勅193）、陸軍懲治隊条例（M35・勅221）の3件⁵¹のみであった。残りの28件は軍令移行後も明確に法令上の廃止手続きが取られず実質的に自然消滅という形で措置されていた。先行研究は、この措置を指摘して「軍令で勅令を廃止する行為」と批判したわけであるが、それでは、この軍令で勅令を廃止するという行為は当時の陸軍部内で、どのように認識されていたのであろうか。それを示す史料が軍令原議書（陸軍省軍事課起案）中の付箋に記述されていたので下記に引用する（下線筆者）。

史料1 陸軍管区表改定（M40・勅3）

上奏案

陸軍管区表施行ノ件

陸軍大臣

曩ニ帷幄上奏ノ上勅令ヲ以テ公布スベキ旨上裁ヲ經タル陸軍管区表改正ノ件ハ今般御定相成候軍令ヲ以テ之ヲ施行スルコト致度軍令案公布ト同時ニ首相ヘ報告案

【略】追テ右軍令施行ノ上ハ明治三十六年勅令第十三号陸軍管区表ハ廃止セラレタル義ニ付申添候⁵²

史料2 師団司令部条例ヲ改定 (T7-勅3)

軍事課意見【略】且從來勅令ヲ以テ公布セラレタル師団司令部条例ヲ
軍令ニ改定セラルルニ於テハ特ニ軍隊統率及部内業務ノ統一ノ見地ニ重
キヲ置キ其ノ他ハ別ニ勅令ヲ規定セル經理部条例ニ依リテ動クモノナル
ヲ以テ敢テ差支ヘナシ⁵³

史料1から、少なくとも陸軍省軍事課内では軍令で勅令を廃止している自覚はあったようだ。また、史料2からは、師団内の業務に関して経理等行政の管掌範囲に関する事項は勅令（師団経理部条例（M35-勅18）で規定しているため、軍隊統率等の業務については軍令で定めることも差支えない、という論旨で省内に向け説明していたことが分かる。

では、部外への説明はどうであろうか。陸軍は官報で公示される軍令に関し、上奏裁可後に必ず首相へ事後報告を行っていた。この報告に関して、軍令制定直後の軍令原議書（明治40年）に興味深い記述が見られた（下記引用の削除部位は原文ママ）。

史料3 陸軍管区表ヲ改定（明治40年軍令陸第3号）

「軍令案公布ト同時ニ内閣総理大臣報告案

陸軍管区表改正ノ件ニ関シ別紙軍令案ノ通土奏致候ニ付内閣官制第七
条ニ依リ此段及報告候也

進テ右軍令施行ノ上ハ明治三十六年勅令第一三号陸軍管区表ハ廃止セ
ラレタル義申添候⁵⁴」

史料4 連隊区司令部条例（明治40年軍令陸第6号）

「右御裁可済 内閣総理大臣へ報告案

連隊区司令部条例改正ニ関シ別紙軍令案ノ通土奏致候条改定相成候内
閣官制第七條ニ依リ此段及報告候也⁵⁵」

史料3、4から、起案担当者（陸軍は「審案筆記者」と呼称）は、当初陸軍が軍令制定根拠とする内閣官制第7条に依り、勅令を軍令に差し替える旨を首相報告案に記述していた。しかし、この勅令を軍令に差し替えるという表現、及びその根拠が内閣官制第7条にあるとするこれら記述は、2件とも陸軍省内で合議を経る途上完全に削除され、最終的な首相報告案は、「この通り相成りましたので報告します。」といった当たり障りのない文言に修正され、以降の勅令から軍令へ移行する際の首相報告にも同様の文言が使用されていた。かなり強引な軍令制定理由を内外に説明していた陸軍であったが、この点にあまり触れたがらないところを見ると、先の軍令制定理由に相当な無理があることは陸軍省内でも一般的な認識だったようである。

一方、内閣に近い立場の者が、この勅令を廃止せず新たに軍令で規定する行為を指摘して公式に非難する記録もまた見当たらなかった。恐らく、内閣側はこれら行為に対して眉を顰めることがあっても黙認していたのではないか。その理由は以下の二点である。

理由の第一は、先述した林弥三吉の回想にある。林は陸軍が公式令に対抗して軍令を制定した際の様子を以下の通り回想した。

そこで、軍令第一號を以て、軍令の性質、軍令發布の形式、軍令の種類等を纏めて、軍令第一號を作り、帷幄上奏を致し、直ちに御裁可になつたのである。併しその第一號の發布が出来ない。法制局が之を握り潰したのである。寺内さんが非常にヤキモキされる、けれども如何とも出来ない。さうして居る中に、或日宮中から、寺内大臣に御召であるといふことで、大臣は何事が起つたかと思つて、参内せられた所、陛下より過般軍令といふものを裁可したが、あれはどうしたかといふ御訊ねであつたとのことである。寺内さんは非常に喜ばれて御聲掛りである早く出せといふことで、実はその使ひに私が行つたのであるが、法制局では大變な勢ひであつたが、遂に御聲掛りの結果、軍令といふものが出ることになつたのである。大變

に吾々は得意であつた。そこで此の事柄を山県元帥に報告した。定めし元帥は御満足ならんと豫想して居つたが、豈図らんや元帥は「お前達調法なものが出来たと思つて濫用したらいけませぬぞ」ときめつけられたのである。【略】この山県さんの鶴の一声に依つて、法制局と相談して、今迄あつた所の陸軍に関係ある勅令を総て検討して、これは、統帥に関するものが多いから軍令、これは国務に関するものが多いから勅令といふ風いして、勅令と軍令とは、キチツと各事項、各条例に就て分けたのである。

そこには、裁可を受けた「軍令ニ関スル件」の發布を法制局が阻止し、明治天皇の後押しで公布に至ったことに続き、山県有朋の指示により、陸軍が軍令と勅令の選別作業を法制局と調整して行つたとある⁵⁶。陸軍省が軍令制定時に作成した「現行勅令中軍令トシテ処理スヘキモノノ件⁵⁷」にも、首相報告案として、今後軍令として処理すべき条例等の一覧が明示されていた⁵⁸。つまり、法制局は勅令の軍令への移行に関して、陸軍との事前調整によりどの勅令が軍令に移行するかを全て了解していたのである。

理由の第二は、内閣が公式令制定後も既存の帷幄上奏勅令を、首相が副署する勅令として新たに制定し直していない点である。公式令はそれ以降制定される勅令に首相副署を要求するものである。しかし大臣責任制の原則から見た場合、それは同時に首相が新たに副署を附して勅令を出し直さない限り、公式令制定以前に各省大臣の単独副署で公布された勅令の輔弼責任は、引き続き各省大臣にあるとする解釈も成り立つのではないか。つまり陸軍は、帷幄上奏勅令の廃止手続きを行うことなく自然消滅の形で軍令へ移行を図ることは、陸軍大臣の裁量の範囲内として特段問題がないと考えていたのではないか。法制局の側に立って考察すれば、これに異論を唱えれば、原則論に従い172件の帷幄上奏勅令、及び過去に他省大臣が単独副署で出した勅令全てを、首相副署の勅令として出し直すという作業が発生しかねない。業務処理の観点から見て非現実的であり、法制局はこの勅令から軍令への移行に限って、この措置を黙認、あるいは陸軍との事前調整の段階で了解していたのではないだろうか。

上記推測を補完するために併せて確認すべき事項が二つある。第一は、軍令に移行した勅令の殆どが自然消滅した中、なぜ、戦時大本営条例（M26・勅52）、陸軍特命検閲条例（M34・勅193）、陸軍懲治隊条例（M35・勅221）の3件のみが勅令での廃止手続きが取られたか、という点である。因みに、この3件は全て先の法制局との調整により軍令へ移行すべき勅令一覧に含まれている案件である。明確に説明している一次史料がないため、この点も類推するしかないが、まず、陸軍懲治隊条例及び戦時大本営条例は、ともに海軍が関わるという共通点がある⁵⁹。特に戦時大本営条例は海軍大臣も副署を附している。いかに法制局と調整しているとはいえ、陸軍の帷幄上奏のみで廃止することはできないだろう。また、陸軍懲治隊条例も陸軍の法令であるが、同隊には陸軍兵のみならず軍令移行時、新たに海軍兵も収容されることになっていた。よって、勅令を自然消滅の形で廃止する措置を採った場合、海軍側が元の勅令が廃止されたことを認識できず混乱する可能性を考慮したのではないだろうか。では、陸軍特命検閲条例はどうか。これは帷幄上奏勅令で制定されており、軍令への移行も法制局と調整済みであるため、先の論に従うと、わざわざ勅令で廃止する必要はないはずである。その答えは、この勅令が軍令へ移行した時期に着目すると理解できる。先の戦時大本営条例もそうであるが、同勅令が軍令へ移行したのは「軍令ニ関スル件」制定後26年後の昭和8年、戦時大本営条例は30年後の昭和12年であった（「陸軍特命検閲令」（昭和8年軍令陸第2号）、「大本営令」（昭和12年軍令第1号））。26（30）年後ともなれば、法制局と調整した明治40年当時の事情を知る者など殆ど存在しないだろう。だから陸軍は正規の手続きに従い勅令で廃止手続きを行ったのではないか。

確認すべき事項の第二は、先述した軍令へ移行後、再度勅令に復帰した3件の勅令（陸軍士官学校条例（M22・勅81）、連隊区司令部条例（M29・勅56）、陸軍中央幼年学校条例（M29・勅212））の、元の軍令廃止手続きに関する件である。これら3件は勅令に復帰する際、元の軍令がいずれも軍令で廃止されていた⁶⁰。

以上を総括すると、軍令の評価②「勅令を軍令で廃止する」という行為は軍

令への移行時期に多数行われており、先行研究の批判は事実であった。しかし、前述の考察からも、まず当時政府に近い立場の者で、この陸軍の措置を非難する主張が見られなかったことから、当該措置は勅令から軍令へ移行するごく限られた時期に採られた特例措置であり、それも法制局との調整の上で行われ、法制局側も現実的な判断からそれを黙認、または承認していた可能性が高いと言えよう。

おわりに

軍令は戦後、統帥権独立を制度的に確立した法令体系と目され、「軍令で軍令を生み出した」「軍令の運用が法的に不適切」「公式令による政治の一元化（大宰相主義復活）を破壊した」等々の批判を受けてきた。本稿では、公式令及び軍令制定に関与した当事者達の立場を踏まえた考察及び今まで未解明であった勅令から軍令への移行実態を実証的に示すことで、先行研究における軍令評価の再検証を行い、軍令の公式令に対する影響を明らかにしてきた。

軍令制定は、それまで認められていた帷幄上奏勅令が公式令により突如違法化されたことに反発した陸軍の現状回帰への取組みであった。後に違法と指摘される「軍令で軍令を生み出す」という手法は、他ならぬ穂積八束や一木喜徳郎といった公式令策定に携わった当時第一級の法律家達によって提言されていた。この遠因は恐らく山県有朋ら軍との合意形成を経ることなく公式令を強引に制定した伊藤博文のその手法にあらう。伊藤の一種騙し討ちとも言える手法により、山県以下陸軍から強硬な反発を受けた穂積や一木は、山県が求める公式令改定を阻止するため、やむを得ず軍令による解決を山県に提示、山県もこの妥協案に同意した。この両者の妥協は、勅令から軍令への移行時にも見ることができ、後に違法と指摘される軍令で勅令を廃止するという手法は事実ではあるものの、法制局と山県の指示を受けた陸軍担当者間で調整した上での期間限定の特例措置であった。これら経緯から考えると、軍令はその初期の運用も含め陸軍が仕掛けた法令というよりは、やむを得ないとはいえ、むしろ公式令

を策定した文官側の必要性から誕生し、両者の妥協の上で制定、運用された法令であったと言えよう。

穂積八束と山県有朋のくだりは、一見陸軍が文官側を圧倒し軍令が公式令に多大な影響を与えたかのような印象を与える。しかし、これも詳細に見てみるとその実態はかなり異なる。まず、軍令は政治の一元化を破壊したと評されるが、厳密に言えば公式令により政治一元化が実現したわけではないため、この評価は適切とはいえない。公式令は確かに軍令により「陸海軍省専任の行政事務に係る法令の公布権限を完全に首相の管掌下に置く試み」の達成を阻まれた。しかし、同時に公式令は、一部給与や手当等国務に影響する内容を含む全ての帷幄上奏勅令を再び首相の管掌下に移行させ、伊藤が図した帷幄上奏抑制に大いに成果を上げた。一方の軍令は、公式令により陸軍が大きく権限を後退した中、元来保持していた管掌事項の中の最小限の部位を再び陸軍管掌下に戻したに過ぎなかった。

本稿結論として、公式令と軍令の関係性に関する従来評価は、前者は過少評価され、後者は過大評価されていたと言えよう。一方、内閣と陸軍ひいては伊藤博文と山県有朋の帷幄上奏を巡る確執は軍令制定でもって決着がついたと締めくくる研究がある⁶¹。史実的には事実であるが、厳密に言えば帷幄上奏を巡る伊藤と山県の確執を終わらせたのは、軍令ではなく伊藤の暗殺であった。山県は軍令制定により伊藤が公式令に込めた目的の完全な達成を妨げた。しかし、帷幄上奏勅令の抑制に関して公式令への軍令の影響は極めて限定的なものであった。逆に伊藤は公式令により帷幄上奏勅令の大半を首相の管掌下に置き帷幄上奏の大幅な抑制に成功し、その目的達成のため確実な一歩を進めることができた。公式令によって大宰相主義が完成しないことは伊藤にとって自明であり、伊藤が大宰相主義実現のための次の手を考えていたであろうことは容易に想像できる。そのように考えると、公式令は伊藤の漸進的な大宰相主義復活実現のため山県に仕掛けた初手と見るべきであろう。そして、軍令は山県にとってこれだけは譲れない、彼にとって最低限の要求を何とか保持するためのささやかな抵抗として見ることはできないだろうか。

本稿は、今まで見逃されてきた軍令評価を実証的に検証することで、長らく論考されてきた公式令と軍令の関係性に新たな見方を加えようとするものである。公式令及び軍令を巡る経緯は未だ未解明な点があり、特に伊藤博文の公式令制定時の故意とも疑われる不自然な手法については紙幅の関係で十分な検討を加えることができなかった。また「軍令」に関しても、特に公示されない部位も含め、その全体像は未だ明らかにされておらず今後の課題としていきたい。

脚 注

- 1 軍部が首相から独立して軍事に関し天皇に上奏すること。〔原剛、安岡昭男編『日本陸海軍辞典』（新人物往来社、1997年）222頁〕。
- 2 明治40年軍令第1号は以下「軍令ニ関スル件」と表記する。
条文は下記の通りである。
第1条 陸海軍ノ統帥ニ関シ勅裁ヲ経タル規程ハ之ヲ軍令トス
第2条 軍令ニシテ公示ヲ要スルモノニハ上諭ヲ附シ親署ノ後御璽ヲ鈴シ主任ノ陸軍大臣海軍大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス
第3条 軍令ノ公示ハ官報ヲ以テス
第4条 軍令ハ別段ノ施行時期ヲ定ムルモノノ外直ニ之ヲ施行ス
- 3 岩井忠熊「帝国憲法体制の崩壊・内閣官制・公式令・軍令をめぐる」（岩井忠熊編『近代日本社会と天皇制』柏書房、1988年）20頁。
- 4 後藤新八郎「明治四十年軍令第一号「軍令ニ関スル件」」（『憲法研究』20号、1988年）、熊谷光久「日本陸海軍の軍令と勅令の使い分け」（『政治経済史学』353号、1995年）、小林道彦「軍事関係勅令と軍令の年別一覧表作成の試み（1）1907～1912年」（『基盤教育センター紀要』28号、2017年）、同「軍事関係勅令と軍令の年別一覧表作成の試み（2）1912～1915年」（『基盤教育センター紀要』29号、2017年）等。
- 5 美濃部達吉『憲法撮要（大正12年）』（有斐閣、1923年）（※）、中野登美雄『統帥権の独立』（有斐閣、1934年）、松下芳男『明治軍制史 下巻』（有斐閣、1956年）、藤田嗣雄『明治軍制』（信山社、1995年（原書1967年））、大江志乃夫『統帥権』（日本評論社、1983年）、前掲 岩井忠熊「帝国憲法体制の崩壊・内閣官制・公式令・軍令をめぐる」、増田知子「明治立憲制と天皇」（『東京大学社会科学研究所紀要』41巻4号、1989年）、永井和『近代日本の軍部と政治』（思文閣出版、1993年）、伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』（京都大学学術出版社、2000年）、西川吉光「明治国家体制における政治と軍事」（『国際地域学研究』5号、2002年）、伊藤之雄『山県有朋：愚直な権力者の生涯』（文藝春秋、2009年）、瀧井一博『伊藤博文―知の政治家（第三版）』（中央新書、2010年）、山田朗「軍部の成立」（『岩波講座 日本歴史 第十六巻』岩波書店、2014年）、小林道彦『近代日本と軍部』（講談社現代新書、2020年）等。

※：美濃部達吉の『憲法撮要』は発行年によって内容が異なり、書籍によっては「第○版」の表記がない場合もあるため、「第○版」の表記がない書籍タイトルは『憲法撮要（発行年）』と表記した。

- 6 「軍務局 軍令形式制定の件」(JACAR:C03022854500 密大日記明治40年自1月至4月(防衛省防衛研究所))。
- 7 後藤氏は、「軍令」は軍部大臣の副署があり官報にも公表され、内容も軍の編制事項を主とすることから、弊害を生ずる可能性はあっても、統帥命令ほど大きな弊害を生じていないと反論した〔前掲 後藤新八郎「明治四十年軍令第一号「軍令ニ関スル件」」69頁〕。
- 8 前掲 熊谷光久「日本陸海軍の軍令と勅令の使い分け」。
- 9 前掲 小林道彦「軍事関係勅令と軍令の年別一覧表作成の試み(1)1907~1912年」、同「軍事関係勅令と軍令の年別一覧表作成の試み(2)1912~1915年」。
- 10 倉富勇三郎「倉富勇三郎日記 昭和5年5月7日付」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 11 前掲 増田知子「明治立憲制と天皇」95頁。
- 12 本稿では「首相を経ず帷幄上奏によって天皇の裁可を得た後、軍部大臣の副署のみで公布された勅令」を指す。根拠は以下の2つの法令である。
 - ・内閣官制 (M22-勅135) (抜粋)

第7条 事ノ軍機軍令ニ係リ奏上スルモノハ天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下付セラル、ノ件ヲ除ク外陸軍大臣海軍大臣ヨリ内閣総理大臣ニ報告スヘシ
 - ・公文式中改正ノ件 (M22-勅139)

公文式第三条左ノ通改正ス

法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣ニニ副署シ年月日ヲ記入シ主任大臣ト供ニニ副署ス其各省専任ノ事務ニ属スルモノハ主任大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス
- 13 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』381頁。
- 14 ・「公式令ヲ以テ総テノ詔勅ノ形式ヲ一定シタルニ拘ラズ公式令ヲ改正スルノ手續ヲ取ラズシテ、帷幄上奏ヲ以テ公式令ノ認メザル別個ノ詔勅ノ形式ヲ定メタルハ、既ニ国政ノ統一ヲ破ルノ非難ヲ免レズ(略)」〔前掲 美濃部達吉『憲法撮要(大正12年)』558頁〕。
 - ・「恰も自己が自己を生誕せしめたるが如きもの。」〔前掲 松下芳男『明治軍制史論 下巻(初版)』600頁〕。
 - ・「軍令制定手續を定める法令を軍令という未だ存在していない制定手續によって定めたのであるから、自分で自分を生んだようなものであった〔前掲 大江志乃夫『統帥権』95頁〕。
- 15 ・「甚シキハ軍令ヲ以テ勅令ヲ廃止変更セルモノアリ、殊ニ陸軍ニ付テハ最モ甚シク(中略)国法ヲ無視スルコト余リニ甚シト謂ウフベシ」〔前掲 美濃部達吉『憲法撮要(大正12年)』558頁〕。
 - ・「この違反行為を当時どうして許したものであろうか、解し難いところである。」〔前掲 松下芳男『明治軍制史論 下巻(初版)』599頁〕。
- 16 機務の上奏、大政の方向指示、行政各部の総括指示といった権限を首相に与えること〔清水唯一郎「政治指導の制度化-その歴史的形成と展開-」(『慶応の政治学 日本政治 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集』2008年)148頁〕。
- 17 ・「国政が国務と統帥に二元化し、対立する体制となった。」〔前掲 藤田嗣雄『明治憲法論集』117頁〕。
 - ・「国政の統一は破壊せられ、その最高責任の所在は、内閣総理大臣・参謀総長・軍令部総長のいずれかにあるか不明になった。」〔前掲 岩井忠熊「帝国憲法体制の崩壊-内閣官制・公式令・軍令をめぐって」19頁〕。

- 18 瀧井一博『伊藤博文—知の政治家（第三版）』227 - 228頁。高久嶺之介「一九〇七年公式令の制定意図について」『キリスト教社会問題研究』37号（1989年）736-737頁 他。
- 19 瀧井一博氏は「伊藤が軍令を認めたのは確かに妥協だったろうが、憲法改革の成果を今後さらに拡充していくことで帷幄上奏をより一層制約し軍政行政の立憲化を斬新的に推し進めていくとの手応えは得たのだと考えられる。」と論じた〔前掲 瀧井一博『伊藤博文—知の政治家（第三版）』329-330頁〕。小林道彦氏は、更に一步進め「軍令を伊藤に認めさせる代償として、山県は帷幄上奏範囲の縮小という政治的対価を支払わなければならなかった。軍令の形式的独立は確保されたが、かつての帷幄上奏事項の少なからぬ部分が行政事項として内閣に付議され、勅令で公布されるようになったのである。」と論じている〔前掲 小林道彦『近代日本と軍部』268頁〕。
- 20 本資料に掲載する勅令は、「公文式」制定から「公式令」制定までの期間に陸軍大臣が副署した全勅令から、件名に「改正の件」「廃止の件」を付した勅令、効力が失効した勅令、及び一定期間のみ効力を有する所謂「限時法」を規定した勅令を除いた勅令である。
- 21 「内閣職権」（明治18年12月22日達）条文（抜粋）
 - 第1条 内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ總督ス
 - 第5条 凡ソ法律命令ニハ内閣總理大臣之ニ副署シ其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ
 - 第6条 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々状況ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ 但事ノ軍機ニ係リ參謀本部長ヨリ直ニ上奏スルモノト雖モ陸軍大臣ハ其事件ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ
- 22 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』313頁。
- 23 「公文式」条文（抜粋）
 - 第2条 法律勅令ハ内閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ内閣ニ提出シ総テ内閣總理大臣ヨリ上奏裁可ヲ請フ
 - 第3条 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣之ニ副署シ年月日ヲ記入ス其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ。
 - 第4条 凡ソ法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ、勅令ノ各省専任ノ行政事務ニ屬スルモノハ主任ノ各省大臣之ニ副署スヘシ
- 24 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』351頁。
- 25 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』332頁。
- 26 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』352頁。
- 27 伊藤博文編『兵制関係資料』明治百年史叢書第119巻（原書房、1970年）290-39頁。
- 28 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』364頁。
- 29 前掲 小林道彦『近代日本と軍部』129 - 133頁。
- 30 内閣官制（M22 - 勅125）（抜粋）
 - 第2条 内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承ケテ行政各部ノ統一ヲ保持ス
 - 第4条 凡ソ法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ勅令ノ各省専任ノ行政事務ニ屬スル者ハ主任ノ各省大臣之ニ副署スヘシ
- 31 脚注12参照
- 32 当時、内務大臣であった原敬は、当日の閣議を終え11月13日の日記に「十三日 定

- 例の閣議に出席せり、重要事項なけれども皇室制度調査局にて取調べたりと云ふ公文式の改正案を決定したり。従来のもとの大なる差異なし。」と記述している。(原奎一郎編『原敬日記 第二巻 政界進出』(福村出版株式会社、1965年) 207頁)。
- 33 「二十七日 昨日公式令に関し枢密院会議ありしも所労にて出席せざりしが、省務は今日にて終了さざるを得ざるに因り、昨日も本日午後より出省して歳晩に際する公務を処理せり」(前掲 原奎一郎編『原敬日記 第二巻 政界進出』 218頁)。
- 34 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝 第3巻』(岩波書店、1993年) 55頁。
- 35 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』 378頁。
内閣官制改正条文は以下の通り。
内閣官制中左ノ通改正ス
第4条 内閣総理大臣ハ其ノ職権又ハ特別ノ委任ニ依リ閣令ヲ発スルコト得
第4条ノ二 内閣総理大臣ハ所管ノ事務ニ付警視總監、北海道庁長官及府県知事ヲ指揮監督ス若シ其ノ命令又ハ処分ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ権限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
- 36 「内閣官制中改正ノ件」(Ref.A03033549200、内閣枢密院会議文書D会議筆記明治枢密院会議筆記・一、皇族会議令・一、内閣官制中改正ノ件・明治四十年一月二十六日(国立公文書館))。
- 37 公式令第7条
勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ交付ス 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務大臣若ハ主任ノ國務大臣ト伴ニ之ニ副署ス(以下略)
- 38 前掲 高久嶺之介「一九〇七年公式令の制定意図」736、745頁。前掲 伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』 228頁。
[林弥三吉「文武権の限界と其の運用」(兵書出版社、1935年) 28頁]。藤田嗣雄氏は同史料を使用して本件を紹介している[前掲 藤田嗣雄『明治軍制』 334頁]。
- 39 林弥三吉(当時、陸軍省軍務局軍事課員)は、下記の通り、公式令の公布を掲載した官報を読んでいる際に、公式令の意図に気が付き陸軍大臣(寺内正毅)に報告したと回想している。
「次ニ公式令カ出タ時ノ事ヲ述ベテ見タイ。明治四十年ト思フガ、第一西園寺内閣ノ時デアル。私ハ陸軍省ノ軍務課ニ勤メテ居テ一日官報ヲ見ルト、公式令トイフ法令ガ発布セラレテ居ツタ。ソノ公式令ニ依ルト、凡ソ勅令トイフモノハ皆内閣総理大臣ガ副署スルコトニナツテ居ル。サウスルトイフト、帷幄上奏ニナツタ所ノ勅令ヲダシヤウガナイ。云イ換エレバ帷幄上奏シタモノハ、発布スルコトガ出来ナイ。則チ副署者ハ法令ノ内容ニ関シテ責任ヲ負ウノデアルトイフ事デアルカラ、統帥権ノ発動スル法令ニ関シテ文権者ガ責任ヲ負フコトハ出来ナイトイフノデ、今迄ノ帷幄上奏デ成立シタ法令ハ発布ノ仕様ガナイ。マア、現今ニ於イテハピストル沙汰デアラウト思ワレルガ、其ノ頃ハ吾々モナカナカ穩健デアツタ、何トカシテコレハ改正シヨウトイフコトニナツテ、寺内大臣ニ意見ヲ聴イタノデアル。大臣モ公式令トイフモノノ内容モマダ能ク知ツテ居ラレナカツタ。言ハバ不意打ヲ喰ラハサレタノデアツテ、非常ニ憤慨シテ居ラレタガ、遂ニ種々考究ノ結果、茲ニ軍令トイフモノガ出来タノデアル。」[前掲 林弥三吉『文武権の限界と其の運用』 29頁]。
- 40 永井和氏は「軍令第一号の制定は、軍部がそれを積極的に臨んだと言うよりは、公式令の公布により<山県方式>が維持困難になったことへの対抗策という面が強い。」

- と評価した「前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』381頁」。また、森靖夫氏も「山県にとつての軍令制定はあくまで統帥権独立制の運用慣行の現状維持なのであつて、政党勢力に対する陸軍既得権益の防衛以上のものではなかった。」と同様の趣旨を述べている〔森靖夫『日本陸軍と日中戦争への道』（ミネルヴァ書房、2010年）24頁〕。
- 41 前掲 倉富勇三郎「倉富勇三郎日記 昭和5年5月7日付」
 - 42 前掲 高久嶺之介「一九〇七年公式令の制定意図」744頁。
 - 43 「軍令ニ関スル件ヲ定ム」（Ref.A15113616200、国立公文書館 太政官・内閣関係 公文類聚 明治第31編・明治40年 公文類聚・第三十一編・明治四十年・第一巻・政綱・皇室典範～行政区 国立公文書館）
 - 44 内閣官制 第7條 事ノ軍機軍令ニ係リ奏上スルモノハ天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下付セラルルノ件ヲ除ク外陸軍大臣海軍大臣ヨリ内閣總理大臣ニ報告スヘシ
 - 45 前掲 倉富勇三郎「倉富勇三郎日記 昭和5年5月7日付」。
 - 46 内閣官制（明治22年勅令第135号）条文（抜粋）

第二條 内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承ケテ行政各部ノ統一ヲ保持ス。

第四條 凡ソ法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ内閣總理大臣及主任大臣ニ副署スヘシ勅令ノ各省専任ノ行政事務ニ屬スル者ハ主任ノ各省大臣ニ副署スヘシ
 - 47 当該法令の制定が公文式制定（明治19年）以前の法令については、初出の改正勅令を件数に数えることとする。また、件数から「公文式」（M19-勅1）、「内閣官制」（M22-勅135）及び「公式令」（M40-勅6）は除外する。
 - 48 前掲 永井和『近代日本の軍部と政治』312-332頁。
 - 49 給与や手当等内容を含む帷幄上奏勅令は以下の通り。

陸軍給与令（M23-勅67）、陸軍諸生徒手当金給与ノ件（M25-118）、陸軍監獄守海軍監獄看守急給助ノ件（M27-勅81）、陸軍戦時給与規則（M27-勅133）、戦時若クハ事变ニ際シ陸海軍雇員、軍艦乗組傭人、官用船舶ノ船員等ニシテ傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死没シタルトキ手当金ヲ給与スルノ件（M27-勅164）、陸軍軍人軍属帰郷療養者給与規則（M27-勅192）、台湾島及澎湖島駐劄陸軍部隊給与規則（M29-勅70）、在外国公使館附武官俸給令中改正ノ件（M29-勅242）、台湾島及澎湖島並海外ニ駐劄スル陸軍各部隊ニ属スヘキ陸軍下士若クハ判任文官ノ補欠ニ充ツ雇員給料支弁ノ件（M29-勅248）、台湾並在外陸海軍雇員傭人死傷手当金給与規則（M30-勅143）、外国駐在陸軍武官給与令（M30-勅216）、陸軍監獄看守宿料給与ノ件（M31-勅130）、清国駐劄陸軍部隊給与令（M35-勅3）、砲兵工廠扶助令（M35-勅191）、俘虜及拿捕シタル船舶ノ乗員並之ニ準スヘキ者ノ給与ニ関スル件（M37-勅50）、戦時ニ際シ陸軍准士官以上及軍属ニシテ乗組船舶ノ破壊又ハ沈没ノ為被服装具ヲ亡失シタルトキ手当支給ノ件（M37-勅175）、国民軍ノ給与ニ関スル件（M37-勅216）、陸海軍軍人軍属旅費前渡金渡ノ件（M38-22）、政府ヨリ恩給ヲ受クル者ニ召集手当ヲ支給スルノ件（M38-勅179）、明治39年勅令第126号ニ依リ定員外ト為リタル陸軍現役将校同相当官ノ乗馬飼養ノ給与ニ関スル件（M39-勅151）、満洲韓国樺太駐劄陸軍部隊給与令（M39-勅279）。
 - 50 陸軍大学校条例（M20-勅53）、陸軍戸山学校条例（M20-勅54）、陸軍将校生徒試験委員条例（M20-勅81）、鎮台条例ヲ廢シ師團司令部条例制定ノ件（M21-勅27）、旅団司令部条例制定ノ件（M21-勅28）、陸軍管区制定ノ件（M21-勅32）、陸軍懲罰令中改正ノ件（M21-勅63）、参軍官制 陸軍参謀本部条例 海軍参謀本部条例ヲ廢シ参

- 謀本部条例ノ制定 (M22-勅25)、陸軍砲工学校条例 (M22-勅76)、陸軍士官学校官制ヲ廃止シ陸軍士官学校条例制定ノ件 (M22-勅81)、将校演習旅行条例制定ノ件 (M24-勅197)、戦時大本営条例 (M25-勅52)、要塞司令部条例 (M28-勅39)、連隊区司令部条例 (M29-勅56)、陸軍砲兵工科学学校条例 (M29-勅127)、陸軍中央幼年学校条例 (M29-勅212)、陸軍地方幼年学校条例 (M29-勅213)、陸軍野戦砲兵射撃学校条例 (M29-勅218)、陸軍要塞砲兵射撃学校条例 (M29-勅220)、台湾総督府陸軍幕僚条例 (M30-勅363)、監軍部条例ヲ廃シ教育總監部条例 (M31-勅7)、沖縄警備区司令部条例 (M31-勅36)、陸軍乗馬学校条例ヲ廃シ陸軍騎兵実施学校条例 (M31-勅230)、陸軍特命検閲条例 (M34-勅193)、陸軍懲治隊条例 (M35-勅221)、陸軍電信教導大隊条例 (M35-勅234)、対馬警備隊司令部条例 (M36-勅80)、師団長ノ官等ニ関スル件 (M39-勅116)、関東都督府陸軍部条例 (M39-勅204)、韓国駐箚軍司令部条例 (M39-勅205)、陸軍参謀及高等官衛副官ノ補職ニ関スル件 (M39-勅275)の計31件 (下線は、軍令移行後再度、勅令へ移行した条例)。
- 51 藤田嗣雄も指摘しているが、戦時大本営条例 (M26-勅52) は戦時大本営条例廃止ノ件 (S12-勅658)、陸軍懲治隊条例 (M35-勅221) は陸軍懲治隊条例廃止ノ件 (T12-勅507)、陸軍特命検閲条例 (M34-勅193) は、陸軍特命検閲条例廃止ノ件 (S8-勅59) により廃止されている。(前掲 藤田嗣雄『明治軍制』365頁)
- 52 「第1号 歩兵課 管区表及歩兵隊兵員徴集区指定表の件」(JACAR: C03022929100、密大日記 明治41年9月～10月 (防衛省防衛研究所所蔵)、0008頁)。
- 53 「師団司令部條例外二条例改定の件」(JACAR:C03022428400、密大日記4冊の内1 大正7年 (防衛省防衛研究所所蔵) 0007頁)。
- 54 「第1号 歩兵課 管区表及歩兵隊兵員徴集区指定表の件」(JACAR: C03022929100、密大日記 明治41年9月～10月 (防衛省防衛研究所) 0009頁)。
- 55 「聯隊区司令部條例改正の件」(JACAR:C06084359600、明治40年乾「貳大日記10月」(防衛省防衛研究所所蔵)) 1699頁)。
- 56 前掲 林弥三吉『文武権の限界と其の運用』30-31頁。この件は、瀧井一博も林弥三吉の回想を引用して紹介している〔前掲 瀧井一博『伊藤博文・知の政治家-』329頁〕。
- 57 前掲「軍務局 軍令形式制定の件」0073-0076頁。
- 58 陸軍の勅令から軍令に移行するものとして一覧表に記されていたのは、戦時大本営条例、元帥府条例、軍事参議院条例、参謀本部条例、陸軍参謀条例、陸軍高等官衛副官条例、陸軍大学校条例、教育總監部条例、防務条例、衛戍条例、東京衛戍総督部条例、韓国駐箚軍司令部条例、旅団司令部条例、要塞司令部条例、台湾守備混成旅団司令部条例、関東都督府陸軍部条例、台湾ニ台湾守備軍司令官ヲ置クノ件、師団長ハ当分ノ内陸軍大將ヲ以テ之ヲ親補スルコトヲ得ルノ件、対馬警備隊司令部条例、陸軍懲治隊条例、連隊区司令部条例、沖縄警備隊区司令部条例、陸軍戸山学校条例、陸軍騎兵実施学校条例、陸軍砲工学校条例、陸軍野戦砲兵射撃学校条例、陸軍要塞砲兵射撃学校条例、陸軍電信教導大隊条例、陸軍士官学校条例、陸軍中央幼年学校条例、陸軍地方幼年学校条例、陸軍砲兵工科学学校条例、陸軍管区表、陸軍特命検閲条例、将校演習旅行条例、陸軍参謀官高等官衛副官ノ補職ニ関スル件、陸軍官衛学校ニ在職スル将校同相当官ヲ軍隊ニ於テ施行スル演習ニ参列セシムル件、陸軍懲罰令、陸軍将校生徒試験委員条例 の計41件である。なお、上記下線を附した10件は最終的に軍令に移行していない。
- 59 「海軍卒中懲治ヲ要スル者ヲ陸軍懲治隊ニ收容スルノ件」(明治41年軍令第1号) によって規定。
陸軍懲治隊：刑罰又は懲罰に処せられても容易に改悛の情がない陸海軍兵を收容し

て教導感化する所。1908年から海軍兵も収容するようになった。1923年11月陸軍強化隊と改称される〔前掲 原剛、安岡昭男編『日本陸海軍辞典』172頁〕。

- 60 陸軍士官学校条例及び陸軍中央幼年学校条例は、陸軍士官学校条例外三条例廃止ノ件制定（大正9年軍令陸第9号）により廃止。連隊区司令部条例は、連隊区司令部条例廃止（大正12年軍令陸第5号）により廃止されている。
- 61 前掲 伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』230頁。

公式令制定時に効力を有する陸軍大臣が副署した法令一覧

No	明治19年 (1886年)	署名日	号数	勅令 (陸軍大臣の副署を附した) 件名 (勅令)	副署者 首相	陸軍大臣	海軍大臣	軍令への 移行状況	備考	M23～40に制定 された改正案への 言明前書きの有無

No	明治21年(1888年)	署名日	号数	勅令(軍部大臣の副署を附した)	署名者 首相	副署者 陸軍大臣	軍令への 移行状況	備考	M23～40に制定 された改正案への 首相副署の有無
16	5.12	勅令第27号		鎮台条例ヲ廃シ師団司令部条例 制定ノ件	黒田清隆	大山巖	→軍令	改正 大正7年5月29日 軍令陸第3号(勅令 を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし 付箋「軍事職意見…且従来勅令ヲ以テ公布 セラレタル師団司令部条例ヲ軍令ニ改正セラ ルニ於テハ特ニ軍隊統率及部内業務ノ統一 ノ見地ニ重キヲ置キ其ノ他ハ別ニ勅令ヲ以テ セザル經理部条例ニ依リテ勅令ヲ以テ 敢テ差支ヘナシ」	×
17	5.12	勅令第28号		旅団司令部条例制定ノ件	黒田清隆	大山巖	→軍令	全改 明治11年1月29日 軍令陸第1号(勅令 を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
18	5.12	勅令第30号		衛戍条例制定ノ件	黒田清隆	大山巖	勅令	改正 昭和18年7月1日 勅令第551号 廃止 昭和20年11月30日 陸軍省令第57号 全改	×
19	5.12	勅令第32号		陸軍管区制定ノ件	黒田清隆	大山巖	→軍令	全改 明治40年9月17日 軍令陸第3号(勅令 を軍令で変更) 「舊ニ惟職上奏ノ上勅令ヲ以テ公布スヘキ上日 上勅ヲ経タル陸軍管区表改正ノ件ハ令般御制 定相成陸軍令ヲ以テ之ヲ施行スルコト致シ 「内閣總理大臣報告案 陸軍管区表改正ノ件ニ 關スル件」ニ依リテ公布スルニ付内閣省令第 七十七号及報告書ニ 准テ右軍令施行ノ上ハ明治三十六年勅令第 一三三號陸軍管区表ノ廃止セラレタル義申添候」	×
20	5.12	勅令第33号		陸軍高等官衙副官条例制定ノ件	黒田清隆	大山巖	勅令	廃止 昭和21年6月15日 勅令第319号 全改 昭和15年 4月 1日 勅令第211号(陸 軍製銃廠令)	×
21	7.3	勅令第52号		千住製銃所官制	黒田清隆	大山巖	勅令	廃止 昭和20年11月10日 勅令第631号	○
22	7.23	勅令第58号		測量標規則	黒田清隆	大山巖	勅令	実効性喪失まで勅令(制定後改正履歴なし)	改正履歴なし
23	8.16	勅令第63号		陸軍懲罰令中改正ノ件	黒田清隆	大山巖	→軍令	改正 明治41年12月2日 軍令陸第18号(陸軍 懲罰令)	×
24	11.16	勅令第77号		陸軍省法官官制	黒田清隆	大山巖	勅令	実効性喪失まで勅令(制定後改正履歴なし)	改正履歴なし
25	12.27	勅令第97号		陸軍医学校条例	伊藤博文	大山巖	勅令	全改 大正11年 3月29日 勅令第57号(陸 軍医学校令) 廃止 昭和20年11月26日 陸軍省令第56号	×
No	明治22年(1889年)	署名日	号数	勅令(軍部大臣の副署を附した)	署名者 首相	副署者 陸軍大臣	軍令への 移行状況	備考	M23～40に制定 された改正案への 首相副署の有無
26	2.25	勅令第13号		徴兵事務条例ノ改正	黒田清隆	大山巖	勅令	改正 昭和2年11月30日勅令第330号(一兵役 法施行令) 廃止 昭和20年11月17日勅令第634号	×
27	2.25	勅令第14号		陸軍一年生志願兵条例	黒田清隆	大山巖	勅令	廃止 大正8年11月27日勅令第475号(一一年 志願兵条例)	改正履歴なし

28	3.7	勅令第25号	参軍官制、陸軍参謀本部条例、海軍参謀本部条例ヲ廃シ参謀本部条例ノ制定	黒田清隆	大山嶽		→軍令	全改 明治41年12月19日 軍令陸第19号 (勅令を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	M38 以外○ 改正履歴なし
29	3.14	勅令第34号	陸地測量官官制	黒田清隆	大山嶽		勅令	廃止 昭和16年4月30日勅令第506号	改正履歴なし
30	3.14	勅令第35号	陸地測量官任用規則	黒田清隆	大山嶽		勅令	廃止 昭和16年4月30日勅令第508号	○
31	3.14	勅令第36号	陸地測量官官等俸給ノ件	黒田清隆	大山嶽		勅令	廃止 昭和22年5月17日政令第52号	改正履歴なし
32	3.28	勅令第43号	憲兵条例ノ改正	黒田清隆	大山嶽	西郷従道	勅令	廃止 昭和21年6月14日 勅令第319号	M28.30以外 ×
33	5.6	勅令第61号	陸軍武官進級条例ヲ廃止シ陸軍武官進級令制定ノ件	黒田清隆	大山嶽		勅令	廃止 昭和21年6月14日 勅令第319号	×
34	5.8	勅令第64号	徴兵事務条例中徴募区及市長市書記市徴兵参事員ニ関する件	黒田清隆	大山嶽	西郷従道	勅令	改正 昭和2年11月30日勅令第330号 (徴兵事務条例→兵役法施行令) 昭和20年11月17日勅令第634号 に伴い失効	×
35	5.31	勅令第76号	陸軍砲工学校条例	黒田清隆	大山嶽		→軍令	全改 大正4年5月24日 軍令陸第4号 (勅令を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
36	6.10	勅令第81号	陸軍士官学校官制ヲ廃止シ陸軍士官学校条例制定ノ件	黒田清隆	大山嶽		→軍令 勅令	改正 明治41年1月25日 軍令陸第9号 (勅令を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし 大正9年8月7日 勅令第236号 (勅令に復帰)「士官学校令」 大正9年8月7日 軍令陸第9号 (明治41年軍令陸第9号廃止) ※ ※「陸軍士官学校条例外三条例廃止ノ件制定」…他 中央幼年、地方幼年、砲兵工学校条例廃止	×
37	7.4	勅令第90号	陸軍幼年学校生徒召募条例	黒田清隆	大山嶽		勅令	其効性喪失まで勅令 (明治27年2月2日勅令第9号の改正後改正履歴なし)	×
38	12.21	勅令第133号	傷痍恩給ヲ受ケ文官二任シタル者恩給支給ノ件	三条実美	大山嶽		勅令	廃止 大正12年4月14日法律第48号 (→恩給法)	改正履歴なし
	12.22	勅令第135号	内閣官制	三条実美	大山嶽	西郷従道	勅令	以降、帷幄上奏勅令の制定が可能となる 廃止 昭和22年5月3日政令第4号	
39	12.26	勅令第138号	東宮武官官制	山縣有朋	大山嶽		勅令	廃止 昭和元年12月25日 勅令第2号	○
No	明治23年 (1890年)	署名日 号数	勅令 (軍部大臣の副署を附した) 件名 (勅令)	副署者 首相	海軍大臣		軍令への 移行状況	備考	M29～40に制定された改正等の官制副署の有無
40	2.12	勅令第13号	陸軍下士以下服制中改正ノ件	大山嶽	大山嶽		勅令	未成年性喪失 (陸軍服制廃止) まで勅令 (制定後改正履歴なし)	×
41	3.10	勅令第24号	陸軍海軍尉校及同相当官退役ノ際名誉進級ノ件	大山嶽	大山嶽	西郷従道	勅令	廃止 大正9年4月21日 勅令第117号	改正履歴なし
42	3.20	勅令第33号	作業及鉄道会計規則	大山嶽	大山嶽		勅令	全改 大正11年3月27日 勅令第34号 (作業会計規則)	×

43	3.26	勅令第48号	文官試験委員官制/改正	山縣有朋	大山巖	西郷從道	勅令	全改 廃止	大正7年1月18日勅令第9号 (高等試験委員及普通試験委員官制) 昭和23年12月3日法律第222号 (国家公務員法の一部を改正する法律)	改正履歴なし
44	3.27	勅令第58号	陸軍被服廠条例		大山巖		勅令	全改 廃止	明治11年3月4日 勅令第23号 昭和20年11月10日勅令第631号	×
45	3.27	勅令第62号	試補及判任官見習並非職休職ノ官吏ニシテ一年志願兵トナル者服役ノ件	山縣有朋	大山巖		勅令	廃止	昭和18年3月20日勅令第140号	改正履歴なし
46	3.27	勅令第67号	陸軍給与令		大山巖		勅令	廃止	昭和22年5月17日政令第52号	×
47	5.24	勅令第86号	陸軍下士文官採用規則改正ノ件		大山巖		勅令	廃止	大正11年10月11日 勅令第431号	○
48	6.3	勅令第89号	陸軍編修官官制	山縣有朋	大山巖		勅令	廃止	大正13年12月20日 勅令第338号	○
49	8.14	勅令第172号	砲兵工廠条例		大山巖		勅令	廃止	大正12年3月30日 勅令第 83号	×
50	12.24	勅令第275号	官有財産管理規則	山縣有朋	大山巖	樺山資紀	勅令	廃止	大正11年1月28日勅令第15号 (国有財産法施行令)	改正履歴なし
51	12.27	勅令第288号	陸軍戸山学校教官補/服制		大山巖		勅令	実効性喪失 (陸軍服制廃止) 27年以降改正履歴なし	まで勅令 (明治)	×
52	12.27	勅令第290号	陸軍楽学舎生徒/服制		大山巖		勅令	実効性喪失 (陸軍服制廃止) 後改正履歴なし	まで勅令 (制定)	改正履歴なし
No	明治24年 (1891年)	勅令 (軍部大臣の副署を附した)		副署者			軍令への 移行状況	備考		M23~40に制定 された改正案への 音田副署の有無
53	1.6	勅令第3号	民事訴訟法第十四条ニ依リ国ヲ代表スルニ付テノ規定	首相	陸軍大臣	海軍大臣	勅令	廃止	昭和23年3月5日 政令第47号	改正履歴なし
54	3.11	勅令第22号	陸軍兵備品会計規則	山縣有朋	大山巖	樺山資紀	勅令	廃止	昭和21年3月30日 第一復員省令第6号	×
55	8.17	勅令第175号	陸軍測量部条例改正ノ件		高島崎之助		勅令	改正 廃止	昭和16年勅令第505号 陸地測量部令 昭和20年8月31日 勅令第502号 内務省に業務移管	×
56	8.28	勅令第186号	戦時陸軍郵便部ノ配達卒其他諸卒ノ服制		高島崎之助		勅令	廃止	大正4年4月8日勅令第50号	改正履歴なし
57	10.6	勅令第197号	将校演習旅行条例制定ノ件		高島崎之助		→軍令	全改 → 勅令を軍令で変更 → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	大正8年5月21日 軍令陸第19号 (勅令)	×
58	11.14	勅令第210号	陸軍会葬式ヲ廃シ陸軍会葬式及喪葬式制定ノ件		高島崎之助		勅令	廃止	明治45年1月22日 勅令第6号	×
No	明治25年 (1892年)	勅令 (軍部大臣の副署を附した)		副署者			軍令への 移行状況	備考		M23~40に制定 された改正案への 音田副署の有無
59	12.21	勅令第118号	陸軍諸生徒手当金給与ノ件	首相	陸軍大臣	海軍大臣	勅令	廃止	明治41年7月7日 勅令第173号	改正履歴なし

No	明治26年(1893年)	明治27年(1894年)	副署者	軍令への移行状況	備考	M23～40に制度された改正案への首相副署の有無
	署名日	署名日	首相	陸軍大臣	海軍大臣	
60	2.1	勅令第3号	陸軍下士官及志願兵服役免除ニ関スル件	大山巖	大山巖	改正履歴なし
61	5.3	勅令第26号	陸軍獣医学院条例	大山巖	大山巖	×
62	5.19	勅令第50号	陸海軍将校相対官交互専任ニ関スル件	大山巖	西郷従道	改正履歴なし
63	5.19	勅令第52号	戦時大本営条例	大山巖	西郷従道	M36 ○
64	7.19	勅令第73号	陸軍一年志願兵条例ノ改正	大山巖	勅令	×
65	10.30	勅令第142号	陸軍監獄官官制	伊藤博文	勅令	×
66	10.30	勅令第175号	陸軍所属特別文官俸給令	伊藤博文	大山巖	M26.30.31、35○
67	10.30	勅令第192号	陸軍監獄官特別任用令	伊藤博文	勅令	改正履歴なし
68	11.2	勅令第200号	陸軍監獄看守長及看守服制ノ件	大山巖	勅令	×
69	11.22	勅令第212号	在外公使館附陸海軍武官俸給令	伊藤博文	大山巖	M37以外○
No	明治27年(1894年)	署名日	署名日	副署者	軍令への移行状況	備考
70	1.6	勅令第3号	陸軍監獄条例	大山巖	海軍大臣	M23～40に制度された改正案への首相副署の有無
71	2.5	勅令第13号	理事主理任用令	伊藤博文	大山巖	×
72	6.7	勅令第62号	臨時陸軍中央金庫部条例ノ件	大山巖	勅令	○
73	6.30	勅令第81号	陸軍監獄看守軍監獄看守急給助	大山巖	勅令	×
74	7.9	勅令第92号	軍士上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル物件ノ処分ニ関スル件	大山巖	西郷従道	改正履歴なし
75	7.16	勅令第102号	陸軍進士官ノ身分取扱並予備後備服役ニ関スル件	大山巖	勅令	×
76	7.16	勅令第103号	陸軍各兵曹長ニシテ監視区长在職中ノ身分ニ関スル件	大山巖	勅令	改正履歴なし
77	7.16	勅令第110号	陸軍各兵特務曹長及監視区长服制ノ件	大山巖	勅令	×
78	7.31	勅令第132号	戦時及事変ノ際ニ於ケル馬匹ノ戦亡並馬格ノ損耗補給ノ件	大山巖	勅令	改正履歴なし

79	7.31	勅令第133号	陸軍戦時給与規則		大山巖		勅令	停止 廃止	昭和18年7月29日 勅令第625号 昭和22年5月17日 政令第52号	×
80	8.13	勅令第143号	帝國憲法第70条ニ依リ朝鮮事務費ニ関スル財政上必要処分ノ件	伊藤博文	大山巖	西郷従道	勅令	廃止	昭和29年5月22日 法律第121号	改正履歴なし
81	8.15	勅令第144号	軍事公債条例	伊藤博文	大山巖	西郷従道	勅令	廃止	昭和29年5月22日 法律第121号	改正履歴なし
82	8.20	勅令第151号	予備後備ノ軍籍ニ在ル陸軍監獄看守ノ陸軍監獄看守ニシテ戦時若クハ事変ニ際シ召集セラレタル者ニ休職ヲ命スルノ件	伊藤博文	大山巖	西郷従道	勅令	実効性喪失まで勅令 121号後改正履歴なし	明治37年4月16日勅令第121号	改正履歴なし
83	9.7	勅令第162号	陸軍予備後備武官進級令		大山巖		勅令	廃止	大正5年8月14日 勅令第199号	×
84	9.7	勅令第163号	陸軍人ニシテ動員センシテ部隊若クハ戦時特設部隊附ヲ命セラレタル者ヲ定員外ト為スルノ件		大山巖		勅令	実効性喪失まで勅令		改正履歴なし
85	9.7	勅令第164号	戦時若クハ事変ニ際シ陸海軍軍艦乗組員ノ官用船舶ノ船員等ニシテ傷重ヲ受ケ衰弱シ墮リ又ハ死没シタルトキ手当金ヲ給与スルノ件		大山巖	西郷従道	勅令	廃止	大正2年2月18日 勅令第8号	改正履歴なし
86	11.1	勅令第188号	戦時若クハ事変ノ際陸軍現役輜重輸卒ノ入営在營及補充ノ件		西郷従道		勅令	実効性喪失まで勅令		改正履歴なし
87	11.24	勅令第192号	陸軍人軍風俗娯樂養者給与規則		西郷従道		勅令	全改 昭和13年4月23日 勅令第281号 (陸軍人軍風俗娯樂養者給与令) 昭和21年3月30日 第一復員省令第6号		×
No	明治28年 (1895年)	署名日 号数	勅令 (軍部大臣の副署を附した)	副署者	首相	軍令への 移行状況	備考			M28-01に制定 されたものの 官制副署の付無
88	1.8	勅令第2号	徴兵事務条例中旅管徴兵医官、大隊区徴兵医官、警備隊区徴兵医官ニ関スル件		陸軍大臣 西郷従道		勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)		改正履歴なし
89	1.15	勅令第8号	防務条例		西郷従道	西郷従道	勅令	改正 昭和16年11月19日 勅令第973号 昭和20年11月30日 陸軍省、海軍省令 第15号		×
90	2.9	勅令第14号	戦時又ハ事変ニ際シ理事事及主理任用ノ件	伊藤博文	西郷従道	西郷従道	勅令	廃止	大正11年3月31日勅令第98号	改正履歴なし
91	3.30	勅令第39号	要塞司令部条例		山縣有朋		→軍令	全改 明治41年1月29日 軍令陸軍第2号 (勅令を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし		×
92	4.23	勅令第56号	占領地民政部高等文官及判任文官任用ノ件	伊藤博文	山縣有朋		勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)		改正履歴なし
93	4.24	勅令第58号	陸軍人軍艦若ハ水雷艇ニ乗込ムトキ航海加藤ヲ給スル件	伊藤博文	山縣有朋	西郷従道	勅令	廃止 昭和20年11月30日 陸軍省、海軍省令 第15号		○
94	6.25	勅令第91号	陸海軍予備後備將校同相当官名譽進級ノ件		大山巖	西郷従道	勅令	廃止	大正9年4月21日 勅令第117号	改正履歴なし

95	6.29	勅令第92号	臨時陸軍軍法會議並其管轄地内に於ける陸軍刑法ノ適用ニ関スル件	伊藤博文	大山嶽	西郷從道	勅令	廃止 大正10年4月26日法律第85号	改正履歴なし
96	7.12	勅令第107号	陸軍將校分限令中改正ノ件	伊藤博文	大山嶽		勅令	廃止 昭和21年6月14日 勅令第319号	×
97	7.15	勅令第111号	憲兵上等兵待遇ノ件	伊藤博文	大山嶽		勅令	廃止 昭和21年6月14日 勅令第319号	改正履歴なし
98	7.15	勅令第112号	憲兵上等伍長ノ服制		大山嶽		勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)	改正履歴なし
99	9.20	勅令第125号	理事分限令		大山嶽		勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)	改正履歴なし
100	9.20	勅令第126号	北海道ニ徴兵令ヲ施行スルノ件		大山嶽	西郷從道	勅令	廃止 大正7年4月1日 法律第24号	改正履歴なし
101	10.4	勅令第139号	陸軍ニ於テ通訳ニ従事スル者待遇ノ件	伊藤博文	大山嶽		勅令	廃止 昭和3年12月27日 勅令第289号	改正履歴なし
102	10.4	勅令第140号	陸海軍人軍風公務ニ起因シタル傷病疾病治癒ノ後再發シタル治療ノ件		大山嶽	西郷從道	勅令	全改 昭和15年4月13日 勅令第266号 廃止 昭和21年3月30日第一復員省、第二復員省令第2号	×
103	10.4	勅令第141号	陸軍六週間現役兵条例		大山嶽		勅令	廃止 大正8年11月27日 勅令第476号	×
104	10.4	勅令第142号	沖縄県ニ徴兵令ノ一部施行ノ件		大山嶽		勅令	廃止 大正7年4月1日 法律第24号により消滅	改正履歴なし
105	11.1	勅令第154号	徴兵事務条例補則		大山嶽	西郷從道	勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし) 第七師管に關する補則、	×
106	12.16	勅令第163号	陸軍監督補ヲ監督講習生ト為スルノ件		大山嶽		勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)	改正履歴なし
No	明治29年 (1896年)	勅令 (軍部大臣の副署を附した)		首相	副署者 陸軍大臣	軍令への移行状況	軍令へ 移行状況	備考	M23～40に制定された改正案への首相副署の有無
107	3.25	勅令第56号	連隊区司令部条例		大山嶽		→軍令 勅令	全改 明治40年10月14日 軍令陸第6号 (勅令を軍令で変更) 原議「内閣総理大臣へ報告案 連隊区司令部条例改正ニ關シ別紙軍令案ノ通士泰致候条改定相成座 候也」 中閣省制第七案ニ依リ此段及報告	×
108	3.29	勅令第70号	台湾島及澎湖羣島駐劄陸軍部隊給与規則		大山嶽		勅令	廃止 大正12年5月23日 軍令陸第5号「連隊区司令部条例廃止」 改定 大正12年5月23日 勅令第267号「連隊区司令部令」(軍令→勅令)	改正履歴なし
109	4.6	勅令第121号	台湾守備混成旅団司令部条例		大山嶽		勅令	廃止 昭和20年11月30日 陸軍省陸達第68号	×
110	4.7	勅令第127号	陸軍砲兵工科学校条例		大山嶽		→軍令	全改 明治44年4月5日 軍令陸第2号 (勅令を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
111	5.9	勅令第193号	軍馬補充部条例		大山嶽		勅令	改正 昭和19年3月11日 勅令第116号 廃止 昭和20年11月26日 陸軍省令第56号	×

112	5.15	112	5.15	勅令第212号	陸軍中央幼年学校条例	大山嶺			→軍令 ↓ 勅令	全改 →軍令で変更 廃止 改正	大正4年7月9日 軍令陸第6号 (勅令を 軍令で変更) → 大正9年8月7日 軍令陸第9号 (陸軍士 官学校条例外三条例廃止ノ件) 大正9年8月7日 勅令第237号 (陸軍 幼年学校令) (軍令→勅令)	×
113	5.15	113	5.15	勅令第213号	陸軍地方幼年学校条例	大山嶺			→軍令	全改 →軍令で変更	大正4年7月9日 軍令陸第7号 (勅令を 軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
114	5.15	114	5.15	勅令第218号	陸軍野戦砲兵射撃学校条例	大山嶺			→軍令	全改 →軍令で変更	明治41年1月29日 軍令陸第7号 (勅令 を軍令で変更) → 勅令を軍令で変更する旨の記述なし	×
115	5.15	115	5.15	勅令第220号	陸軍要塞砲兵射撃学校条例	大山嶺			→軍令	全改 →軍令で変更	明治41年1月29日 軍令陸第8号 (勅令 を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
116	5.15	116	5.15	勅令第223号	陸軍経理学校条例	大山嶺			勅令	全改 廃止	大正9年8月9日 勅令第239号 (→経理 学校令) 昭和20年11月26日 陸軍省令第56号	×
117	6.3	117	6.3	勅令第238号	陸軍服役条例	大山嶺			勅令	廃止	明治44年12月11日 勅令第285号	×
118	6.5	118	6.5	勅令第242号	在外国公使館附武官俸給令中改正ノ件	大山嶺	西郷従道		勅令	廃止	昭和21年11月22日 勅令第565号 改正履歴なし	
119	6.8	119	6.8	勅令第248号	台湾島及澎湖島並海外三駐節ス ル陸軍各部隊三属スヘキ陸軍下 士若クハ勤任文官ノ補充ニ充ツ ル員給料支弁ノ件	大山嶺			勅令	廃止	昭和12年7月27日 勅令第369号 改正履歴なし	
120	7.29	120	7.29	勅令第278号	台湾総督府所屬税関官吏補遣 及看守ラシテ銃器ヲ携帯セシム ルノ件	大山嶺			勅令	勅令	実効性喪失まで勅令 (明治41年9月25日勅令第 231号以降改正なし)	改正履歴なし
121	8.10	121	8.10	勅令第281号	皇族附陸軍武官官制	大山嶺	伊藤博文		勅令	廃止	昭和20年11月30日 勅令第669号 ○	
122	8.19	122	8.19	勅令第295号	録事任用令	大山嶺	伊藤博文	西郷従道	勅令	廃止	昭和20年5月17日 勅令第285号 改正履歴なし	
123	9.2	123	9.2	勅令第297号	千住製紙所長特別任用令	大山嶺	黒田清隆		勅令	廃止	明治41年4月30日 勅令第107号 改正履歴なし	
124	9.7	124	9.7	勅令第304号	騎兵連隊軍旗改正ノ件	大山嶺			勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)	改正履歴なし	
125	9.15	125	9.15	勅令第306号	陸軍通訳生に關スル件	大山嶺	黒田清隆		勅令	廃止	昭和21年11月31日 勅令第565号 改正履歴なし	
126	10.8	126	10.8	勅令第326号	固定軍用電信ヲ公衆通信ノ用ニ 供スル件	高島駒之助			勅令	廃止	昭和21年11月22日 勅令第565号 ×	
127	11.12	127	11.12	勅令第364号	陸軍召集条例	高島駒之助			勅令	廃止	大正2年11月5日 勅令第399号 (陸軍 召集令) ×	
128	12.1	128	12.1	勅令第379号	陸軍補充条例	高島駒之助			勅令	廃止	明治44年10月26日 勅令第270号 (陸 軍補充令) ×	

No	明治30年(1897年)	勅令(軍部大臣の副署を附した)	副署者	軍令への移行状況	備考	M23～40に制定された改正案への自前副署の有無
署名日	号数	件名(勅令)	首相	陸軍大臣	海軍大臣	
129 4.5	勅令第76号	主理任用ニ関スル件	松方正義	高島綱之助		実効性喪失まで勅令(明治32年4月22日勅令第178号以降改正なし) ○
130 4.10	勅令第85号	陸軍刑法海軍刑法ヲ台湾ニ施行スルノ件		高島綱之助	西郷従道	×
131 4.15	勅令第94号	陸軍憲兵科予備役下士補充ノ件		高島綱之助		×
132 4.16	勅令第101号	台湾ニ戒嚴ヲ施行ノ件	黒田清隆(代)	高島綱之助	西郷従道	改正履歴なし
133 4.28	勅令第143号	台湾並在外陸海軍雇員傭人死傷手当金給付規則		高島綱之助	西郷従道	×
134 6.19	勅令第216号	外国駐在陸軍武官給与令		高島綱之助		×
135 7.30	勅令第258号	沖縄県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令ヲ施行スルノ件		高島綱之助	西郷従道	
136 8.19	勅令第283号	陸軍乗馬学校騎校学生ニ当分ノ内戦術ヲ併セ教育スルノ件		高島綱之助		×
137 8.27	勅令第284号	海底電信線保護万国連合条約附則ヲ台湾ニ施行スルノ件	松方正義	高島綱之助		改正履歴なし
138 8.27	勅令第285号	郵便連合国郵便切手類保護法ヲ台湾ニ施行スルノ件	松方正義	高島綱之助		改正履歴なし
139 8.27	勅令第287号	軍用電信線ヲ普通電信線トシテ附屬大臣又ハ台湾総督ノ管理ニ属セシムルノ件		高島綱之助		×
140 9.9	勅令第304号	陸軍兵器廠条例制定ノ件		高島綱之助		×
141 9.9	勅令第306号	築城部条例制定ノ件		高島綱之助		×
142 10.4	勅令第341号	新成府院附衛生部員並官衙学校附屬ノ補充ニ関スル件		高島綱之助		×
143 10.13	勅令第362号	台湾總督府官制	松方正義	高島綱之助	西郷従道	○
144 10.18	勅令第363号	台湾總督府陸軍幕僚条例		高島綱之助		改正履歴なし
145 10.20	勅令第381号	陸軍通訳官特別任用ノ件	松方正義	高島綱之助		改正履歴なし
明治31年(1898年)	勅令(軍部大臣の副署を附した)	副署者	首相	陸軍大臣	海軍大臣	M23～40に制定された改正案への自前副署の有無
No	署名日	号数	件名(勅令)			
146 1.19	勅令第5号	元帥府条例	伊藤博文	桂太郎	西郷従道	改正履歴なし
147 1.20	勅令第7号	監軍部条例ヲ廢シ教育總監部条例ニ改定スルノ件	伊藤博文	桂太郎		×

148	2.7	勅令第20号	陸軍参謀条例 帝國憲法第8条ニ依リ刀劍銃砲 槍剣仕込刀劍仕込銃竹槍銃棒其 他人ヲ殺傷スル物件携帯禁止ニ 関スル件	伊藤博文	桂太郎		勅令	廃止 昭和21年6月14日 勅令第319号	改正履歴なし
149	2.8	勅令第21号		伊藤博文	桂太郎	西郷從道	勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)	改正履歴なし
150	2.18	勅令第27号	衛戍病院条例		桂太郎		勅令	全改 病院令 昭和20年11月30日 陸軍省令第57号 廃止	×
151	3.5	勅令第36号	沖縄警備区司令部条例		桂太郎		→軍令 →軍令	全改 大正5年4月1日 軍令陸第3号「沖縄司 令部条例ヲ改正し 勅令ヲ發令で廃止する旨の記述なし」 大正7年5月31日 軍令陸第15号「沖縄 警備隊区司令部条例廃止ノ件」 廃止	×
152	3.5	勅令第38号	北海道ニ於ケル陸軍管理ノ工事 隨意契約ノ件		桂太郎		勅令	廃止 大正11年1月9日 勅令第1号 (会計規則)	改正履歴なし
153	3.25	勅令第42号	陸軍衛生材料廠条例		桂太郎		勅令	全改 昭和4年9月2日 勅令第264号	×
154	4.25	勅令第82号	非職及予備理事ノ戰時復職並在 第ニ関スル件		桂太郎		勅令	廃止 昭和21年6月15日 勅令第314号	改正履歴なし
155	5.2	勅令第88号	台灣住民ニシテ台湾守備隊ニ附 屬シ軍役ニ服スル者銃器携帯ノ 件		桂太郎		勅令	廃止 大正9年4月17日 勅令第108号	改正履歴なし
156	5.24	勅令第96号	元帥徽章ノ制式及装着ニ関スル 件		桂太郎	西郷從道	勅令	廃止 昭和20年11月30日 勅令第669号	改正履歴なし
157	6.27	勅令第130号	陸軍監獄看守宿料給与ノ件		桂太郎		勅令	廃止 昭和20年5月17日 勅令第295号	改正履歴なし
158	7.27	勅令第176号	要塞近傍ニ於ケル水陸測量等ノ 取辦ニ関スル件		桂太郎		勅令	明治32年7月15日 法律第105号により一部効 力失効 (実効性喪失まで勅令)	改正履歴なし
159	9.24	勅令第221号	帝國大學農科大学獣医学科ノ課 程ヲ定ムル者ニシテ陸軍三等 獣医タル者特別進級ノ件		桂太郎		勅令	実効性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)	改正履歴なし
160	10.1	勅令第230号	陸軍乗馬学校条例ノ廢シ陸軍騎 兵實施学校条例		桂太郎		→軍令 →軍令	全改 明治41年1月29日 軍令陸第6号 (勅令 を軍令で變更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
161	10.4	勅令第244号	陸軍見習士官及生徒恩給額ノ件	大隈重信	桂太郎		勅令	廃止 大正12年8月17日 勅令第367号	改正履歴なし
162	11.29	勅令第333号	徵發事務条例中改正ノ件		桂太郎	山本權兵衛	勅令	実効性喪失まで勅令	×
No	明治32年	署名日	勅令 (軍部大臣の副署を附した)	副署者		軍令への 移行状況	備考		M39~40に制定 された改正案への 言明副署の意義
163	4.8	勅令第128号	奏任ト為スコトヲ得ル諸官ニ関 スル件	首相	陸軍大臣	海軍大臣	勅令	明治43年9月28日 等旨等併結令)	改正履歴なし
164	4.28	勅令第187号	固定軍用電信ノ公衆通信ノ用ニ 供スル件	山縣有朋	桂太郎	山本權兵衛	勅令	昭和9年10月19日 勅令第312号	改正履歴なし
165	5.18	勅令第206号	陸軍用地ノ生産物ヲ普渡ストキ 隨意契約ニ依レコトヲ得ルノ件		桂太郎		勅令	廃止 大正11年1月9日 勅令第1号 (会計規則)	改正履歴なし

166	7.7	勅令第334号	在台湾陸軍軍人ノ日覆ニ白布ヲ垂下スル件		桂太郎		勅令	廃止	昭和21年6月14日	勅令第319号	改正履歴なし
167	7.31	勅令第358号	要塞地帯法ニ規定スル要塞司令官ノ職務ニ関スル件		桂太郎		勅令	廃止	昭和20年10月15日	勅令第576号	改正履歴なし
168	8.3	勅令第368号	憲兵練習所条例		桂太郎		勅令	全改 廃止	大正9年8月9日 昭和12年8月2日 (練習所令) (昭和12年8月2日 軍憲兵学校令)	勅令第240号 (一憲兵) 勅令第378号 (一陸軍憲兵学校令)	×
169	10.14	勅令第405号	軍衛問囚人及刑事被告人押送規則		桂太郎	山本権兵衛	勅令	廃止	昭和21年11月22日	勅令第565号	改正履歴なし
No	明治33年	(1900年)	勅令 (軍部大臣の副署を附した)	副署者	海軍大臣	軍令への移行状況	備考				M23～40に制定された改正案への首相副署の有無
170	1.9	勅令第1号	野戦砲兵ノ服制ニ關スル件	首相	陸軍大臣	勅令		实效性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)			×
171	4.26	勅令第173号	明治33年法律第75号及同年法律第76号ニ依リ風土病及流行病ノ種類指定ノ件	山縣有朋	桂太郎	山本権兵衛	勅令	廃止	大正12年8月17日	勅令第367号	改正履歴なし
172	6.1	勅令第253号	行政執行法施行令	山縣有朋	桂太郎	山本権兵衛	勅令	廃止	昭和23年5月15日	法律第43号 (一行政代執行法)	改正履歴なし
173	6.21	勅令第277号	帝國憲法第70条ニ依リ清国事件費ニ關スル財政上必要処分ノ件	山縣有朋	桂太郎	山本権兵衛	勅令	廃止	昭和29年5月22日	法律第121号	改正履歴なし
174	7.4	勅令第294号	帝國憲法第8条ニ依リ馬匹ノ輸出入ヲ禁スルノ件	山縣有朋	桂太郎	山本権兵衛	勅令	廃止	昭和29年6月1日	法律第137号	改正履歴なし
175	7.7	勅令第299号	台灣總督府陸軍憲兵隊附佐尉官臨時台灣土地調査局高等文官兼任ノ場合ニ於テ陸軍省官署ニ關スル件	山縣有朋	桂太郎		勅令	实效性喪失まで勅令 (明治34年11月11日勅令第209号の改正以後、改正履歴なし)			○
176	7.18	勅令第312号	勅員ノ際陸軍諸官学校及憲兵隊附職員補充ノ件		桂太郎		勅令	廃止	昭和20年11月30日	陸軍省令第57号	改正履歴なし
177	9.8	勅令第364号	陸軍服制		桂太郎		勅令	廃止	昭和21年6月15日	勅令第319号	×
No	明治34年	(1901年)	勅令 (軍部大臣の副署を附した)	副署者	海軍大臣	軍令への移行状況	備考				M29～40に制定された改正案への首相副署の有無
178	2.14	勅令第5号	侍從武官徽章ノ制式及装束ニ關スル件	首相	陸軍大臣	勅令		廃止	昭和20年11月30日	勅令第669号	改正履歴なし
179	6.20	勅令第132号	軍機保護法ヲ台湾ニ施行スルノ件	桂太郎	兒玉源太郎	山本権兵衛	勅令	实效性喪失まで勅令 (制定後改正履歴なし)			改正履歴なし
180	7.12	勅令第145号	陸軍諸部団隊軍衛官学校ニ予備役後備役ノ者ヲ以テ補充セシ場合ニ於テ陸軍身分取扱ノ件	桂太郎	兒玉源太郎	山本権兵衛	勅令	廃止	昭和20年11月30日	陸軍省令第57号	改正履歴なし
181	7.25	勅令第148号	巡查看守退除料及遺族扶助料法施行令	桂太郎	兒玉源太郎	山本権兵衛	勅令	廃止	大正12年8月17日	勅令第367号	改正履歴なし

182	7.25	勅令第149号	巡査看守退職料、給付料及弔祭料給与令	桂太郎	兒玉源太郎	山本権兵衛	勅令	廃止 昭和26年6月2日 法律第191号	改正履歴なし
183	10.19	勅令第193号	陸軍特命検閲条例		兒玉源太郎		→軍令	本勅令で明治21年8月2日 勅令第60号(陸軍重砲隊編制令)を廃止、奏勅令(令)で廃止 昭和8年4月12日 勅令第59号により改正履歴なし 昭和8年4月13日 軍令陸第2号 陸軍新設 特命機関令	改正履歴なし
184	12.2	勅令第223号	日本赤十字社条例		兒玉源太郎	山本権兵衛	勅令	全改 昭和13年9月10日 勅令第635号(→日赤) 本赤十字社令 昭和22年1月18日 勅令第15号 廃止	改正履歴なし
No	明治35年(1902年)	勅令(軍部大臣の副署を附した)			副署者		軍令への移行状況	備考	M23-40に制定された改正案への自前副署の取扱い
185	1.16	勅令第3号	件名(勅令)	首相	陸軍大臣	海軍大臣	勅令	廃止 昭和11年5月29日 勅令第77号	×
186	1.29	勅令第18号	清国駐劄陸軍部隊給与令		兒玉源太郎		勅令	廃止 明治11年3月4日 勅令第26号(→陸軍経理部条例)	×
187	1.29	勅令第21号	陸軍糧秣廠条例		兒玉源太郎		勅令	改正 昭和14年8月5日 勅令第537号(→陸軍糧秣廠令)	×
188	2.8	勅令第27号	官国幣社職制	桂太郎	兒玉源太郎	山本権兵衛	勅令	廃止 昭和21年2月2日 勅令第71号	改正履歴なし
189	2.8	勅令第28号	官国幣社及神職任用令	桂太郎	兒玉源太郎	山本権兵衛	勅令	廃止 昭和21年2月2日 勅令第71号	改正履歴なし
190	5.8	勅令第150号	明治35年法律第45号(帝國議會ノ協贊ヲ経タル軍人恩給法中改正法律)施行ノ件	桂太郎	寺内正毅	山本権兵衛	勅令	廃止 大正12年4月13日 法律第48号	改正履歴なし
191	7.18	勅令第191号	砲兵工廠扶助令		寺内正毅		勅令	改正 大正12年5月24日 勅令第270号(→陸軍造兵廠職工扶助令) 昭和21年11月22日 勅令第565号	改正履歴なし
192	10.8	勅令第221号	陸軍懲治隊条例		寺内正毅		→軍令	廃止 大正12年12月15日 勅令第507号(勅令で廃止) 新設 大正12年12月15日 軍令陸第11号(軍令) 陸軍教化隊令	×
193	10.25	勅令第232号	陸軍官衛学校ニ在職スル将校同相当ヲ軍隊ニ於テ旅行スル各種演習旅行ニ參列セシムルノ件		寺内正毅		勅令	廃止 昭和20年11月26日 陸軍省令第56号	改正履歴なし
194	10.25	勅令第234号	陸軍電信教導大隊条例		寺内正毅		→軍令	明治42年4月5日 軍令陸第3号(勅令を軍令で廃止) 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし(条例廃止のみ記述)	改正履歴なし

No	明治36年(1903年)	勅令(軍部大臣の副署を附した)	署名日	号数	件名(勅令)	首相	副署者 陸軍大臣	軍令への 移行状況	備考	M23～40に制定 された改正案への 言明副署の有無
195	4.14	勅令第80号			対馬警備隊司令部条例		寺内正毅	全改 → 軍令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
196	4.14	勅令第81号			陸軍技術審査部条例		寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
197	4.14	勅令第82号			陸軍火薬研究所条例		寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
198	11.30	勅令第199号			陸軍会計監督部条例		寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
199	11.30	勅令第200号			陸軍運輸部条例		寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
200	12.3	勅令第203号			外国駐節陸軍武官ノ在勤後二間 スル件	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
201	12.26	勅令第289号			台湾ニ居住スル陸軍人ノ召集 及就職ニ関スル件		寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	×
202	12.28	勅令第291号			帝國憲法第70条ニ依ル財政上 必要区分ノ件	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
203	12.28	勅令第294号			軍事参議院条例	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
204	12.29	勅令第295号			台湾ニ台湾守備軍司令官ヲ置ク ノ件	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
No	明治37年(1904年)	勅令(軍部大臣の副署を附した)	署名日	号数	件名(勅令)	首相	副署者 陸軍大臣	軍令への 移行状況	備考	M23～40に制定 された改正案への 言明副署の有無
205	1.21	勅令第11号			帝國憲法第8条ニ依リ防衛海面 令	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
206	1.23	勅令第12号			鉄道軍事供用令	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
207	2.5	勅令第19号			帝國憲法第8条ニ依リ軍事郵便 物ニ関スル件	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
208	2.9	勅令第23号			戦時又ハ事変ニ際シ官吏ニ非ス 陸軍ノ事務ニ従事スル者ノ 待遇ノ件	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
209	2.10	勅令第27号			捕獲密検所及高等捕獲審検所開 設ニ関スル件	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
210	2.10	勅令第29号			戦時又ハ事変ニ於ケル陸軍服制 ニ関スル件	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
211	2.12	勅令第34号			陸軍現役軍人婚姻条例	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
212	2.22	勅令第45号			陸軍現役軍人婚姻条例	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし
213	2.22	勅令第50号			陸軍現役軍人婚姻条例	桂太郎	寺内正毅	勅令	明治41年1月29日 軍令陸第3号(勅令) を軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし	改正履歴なし

214	3.11	勅令第64号	戦時又ハ事変ニ於ケル連隊区徴兵医官、同徴兵副医官ニ関スル件		寺内正毅	山本權兵衛	勅令	廃止 大正8年9月15日 勅令第425号	改正履歴なし
215	4.12	勅令第110号	陸軍経理部士官及下士特別補充ノ件		寺内正毅		勅令	廃止 明治44年10月26日 勅令第270号	改正履歴なし
216	4.13	勅令第115号	戦時又ハ事変ノ際ニ於ケル士官候補生教育ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止 大正12年3月30日 勅令第89号	改正履歴なし
217	4.23	勅令第128号	東京衛戍総督部条例		寺内正毅		勅令	廃止 大正9年8月9日 勅令第232号	改正履歴なし
218	4.28	勅令第134号	戦時又ハ事変ノ際ニ於ケル予備役後備役憲兵科士官准士官下士上等兵補充ノ件		寺内正毅		勅令	廃止 明治44年10月26日 勅令第270号	改正履歴なし
219	6.21	勅令第175号	戦時ニ際シ陸軍准士官以上及軍医ニシテ兼組織部ノ職務又ハ予備役ノ為役服従且テ失シタル下士手当支給ノ件		寺内正毅		勅令	廃止 昭和8年3月24日 勅令第26号	改正履歴なし
220	9.8	勅令第201号	経理部士官及予備役後備役憲兵下士補充ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止 明治44年10月26日 勅令第270号	改正履歴なし
221	9.8	勅令第204号	戦役ノ為召集セラレタル海軍予備役後備役重人ノ任用進級セラレタル場合ニ於ケル服役期間ニ関スル件			山本權兵衛	勅令	廃止 大正3年2月26日 勅令第20号	改正履歴なし
222	9.28	勅令第215号	第一国民兵役在ル者ニシテ後備役ニ編入セラレタル者ノ服役ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止 大正8年9月15日 勅令第425号	改正履歴なし
223	9.28	勅令第216号	陸軍ノ給与ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止 昭和18年7月29日 勅令第625号	改正履歴なし
224	10.11	勅令第223号	陸軍退役將校同相当官及准士官ヲ後備役ニ服セシムルノ件		寺内正毅		勅令	実効性喪失まで勅令（制定後改正履歴なし）	改正履歴なし
225	11.10	勅令第228号	帝國憲法第八條及第七條ニ依リ公債募集ニ関スル件	桂太郎	寺内正毅	山本權兵衛	勅令	廃止 昭和29年5月22日 法律第121号	改正履歴なし
226	12.5	勅令第233号	国民兵役ニ在リテ召集セラレタル者及国民軍編入志願者ニ関スル者ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止 大正8年9月15日 勅令第425号	改正履歴なし
227	12.12	勅令第235号	陸軍予備役見習医官、同見習藥劑官、同見習獣医官ヲ曹長相当官ニ任スルノ件		寺内正毅		勅令	廃止 昭和20年11月30日 陸軍省令第57号	改正履歴なし
No	明治38年	(1905年) 勅令(軍部大臣の副署を附した)		副署者					
	署名日	号数	件名(勅令)	首相	陸軍大臣	海軍大臣	軍令への移行状況	備考	M23~40に制定された改正案への首相副署の有無
228	1.20	勅令第22号	陸海軍軍人軍風旅費前渡金渡ノ件		寺内正毅	山本權兵衛	勅令	廃止 大正11年1月9日 勅令第1号	改正履歴なし
229	2.2	勅令第28号	捕虜收容所条例		寺内正毅		勅令	全改 昭和16年12月24日 勅令第1182号 (→ 昭和20年11月26日 陸軍省令第56号)	改正履歴なし

230	3.9	勅令第47号	戦役中諸学校校馬糧増加ノ件		寺内正毅		勅令	廃止	昭和13年9月22日	勅令第654号	改正履歴なし
231	3.20	勅令第58号	臨時貴族院ノ議決ヲ経テ貴族院令中改正ノ件	桂太郎	寺内正毅	山本權兵衛	勅令	廃止	昭和22年5月3日	政令第4号	改正履歴なし
232	4.20	勅令第153号	国民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止	昭和20年11月30日	陸軍省令第57号	改正履歴なし
233	5.17	勅令第163号	陸軍軍属従軍服制中改正ノ件		寺内正毅		勅令	廃止	昭和21年9月15日	勅令第319号	改正履歴なし
234	6.13	勅令第179号	政府ヨリ恩給ヲ受クル者ニ召集手廻ヲ支給スルノ件		寺内正毅	山本權兵衛	勅令	廃止	昭和21年11月22日	勅令第565号	改正履歴なし
235	7.8	勅令第194号	帝国憲法第8条及第70条ニ依リ公債募集ノ件	桂太郎	寺内正毅	山本權兵衛	勅令	廃止	昭和29年5月22日	法律第121号	改正履歴なし
236	7.11	勅令第196号	陸軍戦時服制		寺内正毅		勅令	廃止	明治45年2月26日	勅令第10号	改正履歴なし
237	7.20	勅令第198号	陸軍補充兵ヲ以テ下士ニ補充シ及雑兵ヲ兵卒ト為スノ件		寺内正毅		勅令	廃止	昭和18年10月2日	勅令第752号	改正履歴なし
238	9.6	勅令第208号	乗馬兵科ノ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件		寺内正毅	山本權兵衛	勅令	廃止	大正12年10月11日	勅令第441号	改正履歴なし
239	12.20	勅令第267号	総監府及理事庁官制	桂太郎	寺内正毅		勅令	制定(以降章相単独副署で改正(朝鮮總督府官制により未効))			改正履歴なし
240	12.26	勅令第281号	陸軍大学校学生ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止	大正13年12月20日	勅令第345号	改正履歴なし
No	明治39年(1906年)	勅令(軍部大臣の副署を附した)			副署者		軍令への移行状況		備考		M09~40に制定された改正令の官制副署の有無
	署名日	号数	件名(勅令)	首相	陸軍大臣	海軍大臣					
241	4.12	勅令第72号	陸軍服服制中濃紺絨ヲ以テ茶地絨ニ代用スルノ件		寺内正毅		勅令	廃止	明治45年2月26日	勅令第10号	改正履歴なし
242	4.26	勅令第93号	陸軍採炭事業ニ要スル機械器具及諸材料ノ購入並炭礦採掘請負ニ関スル隨意契約ノ件		寺内正毅		勅令	廃止	大正11年1月9日	勅令第1号	改正履歴なし
243	5.23	勅令第116号	師団長ノ官等ニ関スル件		寺内正毅		→軍令 →軍令	廃止	師団長ノ官等ニ関スル特例廃止ノ件(明治42年軍令第1号) →上奏文原稿中、勅令を軍令で廃止する旨の記述あるも当該部は修正削除		改正履歴なし
244	6.11	勅令第148号	臨時陸軍以島検査所条例		寺内正毅		勅令	廃止	明治42年4月16日	勅令第102号	改正履歴なし
245	6.16	勅令第151号	明治39年勅令第196号ニ依リ定目下為リテ陸軍現役將校同相違官ノ乗馬飼養ノ給付ニ関スル件		寺内正毅		勅令	廃止	大正12年3月30日	勅令第90号 明治39年勅令第126号「陸軍現役將校同相違官ニシテ馬政局職員ニ任セラレタル者ニ関スル件」	改正履歴なし
246	7.31	勅令第196号	関東都府官制	西園寺公望	寺内正毅		勅令	廃止	大正8年4月12日	勅令第94号 軍令陸第5号(勅令を全改 軍令で改定) 大正8年4月12日 軍司令部案例)	改正履歴なし
247	7.31	勅令第204号	関東都府陸軍部条例		寺内正毅		→軍令	廃止	大正8年4月12日	軍令陸第12号(關東 軍司令部案例)	改正履歴なし

248	7.31	勅令第205号	韓国駐劄軍司令部条例		寺内正毅		→軍令	全改 大正7年5月31日 軍令陸第4号(勅令を 軍令で変更) → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし 「朝鮮軍司令部条例」に改定	改正履歴なし
249	8.4	勅令第214号	陸兵院条例	西園寺公望	寺内正毅		勅令	廃止 大正12年3月31日 勅令第109号	改正履歴なし
250	8.14	勅令第221号	理理事務試験補及陸軍監獄長服制		寺内正毅		勅令	全改 大正11年3月29日 勅令第58号以降改 正履歴なし 陸軍監獄長服制のみ昭和20年5月17日勅令第 295号により廃止	改正履歴なし
251	10.11	勅令第275号	陸軍参謀及高等官衙副官ノ補職 三關スル件		寺内正毅		→軍令	全改 明治40年10月26日 軍令陸第11号(勅 令を軍令で変更) ※ → 勅令を軍令で廃止する旨の記述なし ※同名の勅令は実効性喪失	改正履歴なし
252	10.29	勅令第279号	滿洲國權大駐劄陸軍部隊給与 金		寺内正毅		勅令	停止 昭和18年7月29日 勅令第625号 廃止 昭和22年5月17日 政令第52号	改正履歴なし
253	12.28	勅令第318号	台灣、樺太、清国等ニ在ル者ノ 徴兵身体検査ニ關スル件		寺内正毅	斎藤実	勅令	廃止 昭和2年11月30日 勅令第330号	改正履歴なし
No	明治40年(1907年)	勅令(軍部大臣の副署を附した)		副署者			軍令への 移行状況	備考	M23~40に制定 された改正案への 首相副署の事実
254	1.18	勅令第4号	陸軍学校典馬令	首相	陸軍大臣	海軍大臣	勅令	廃止 大正12年3月30日 勅令第90号	改正履歴なし
255	1.28	勅令第5号	軍事警察賞典ノ件		寺内正毅		勅令	廃止 昭和20年11月26日 陸軍省令第56号	改正履歴なし
	1.31	勅令第6号	樞密顧問ノ諮問ヲ経テ公式令制 定	西園寺公望	寺内正毅	斎藤実	勅令	廃止 昭和22年5月3日 政令第4号	
	1.31	勅令第7号	樞密顧問ノ諮問ヲ経テ内閣官制 中改正ノ件	西園寺公望	寺内正毅	斎藤実	勅令	廃止 昭和22年5月3日 政令第4号	
	1.31	勅令第8号	陸海軍ノ工事製造其ノ他海軍軍 港務ノ他海軍港務ノ現業ニ從事 スル判任官及雇員ニ勤砲手当ヲ 給スルノ件	西園寺公望		斎藤実	勅令	廃止 大正9年11月22日 勅令第545号	改正履歴なし

下線：給料、手当等に関連する内容を含む帷帽上奏勅令

註1 本資料は「明治年間法令全書 復刻版(明治19~40年)」(原書房)、「陸軍大日記」(防衛省防衛研究所所蔵)、及び「日本法令索引」<<https://hourei.ndl.go.jp/>>(国立国会図書館)より作成した。

註2 本表の勅令の件名は、法令全書の各年度巻頭に掲載されている「法令全書目録」の件名とは異なり、御署名原本の「上諭」の記述を参考に記述した。例えば上諭に「朕○○○条例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」とあれば、件名は「○○○条例制定ノ件」、「朕○○○条例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」であれば、件名は「○○○条例」と区別している。また、日付は「官報公示日」ではなく、御名御璽に続く「署名日」を記述している。